

山口県地域防災計画

新旧対照表

(本編)

(案)

山口県地域防災計画（本編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>1 県（1-1-4）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">環 境 生 活 部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事。 2 飲料水の確保に関する事。 3 災害廃棄物等の処理に関する事。 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事。 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事。 6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関する事。 2 鉄道輸送確保等についての要請に関する事。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教 育 庁</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 被災文教施設の応急復旧に関する事。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事。 7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関する事。 9 <u>文化財の防災対策及び復旧に関する事。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	環 境 生 活 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事。 2 飲料水の確保に関する事。 3 災害廃棄物等の処理に関する事。 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事。 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事。 6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事。 	観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関する事。 2 鉄道輸送確保等についての要請に関する事。 	教 育 庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 被災文教施設の応急復旧に関する事。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事。 7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関する事。 9 <u>文化財の防災対策及び復旧に関する事。</u> 	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>1 県（1-1-4）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">環 境 生 活 部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事。 2 飲料水の確保に関する事。 3 災害廃棄物等の処理に関する事。 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事。 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事。 6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事。 7 <u>女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関する事。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関する事。 2 鉄道輸送確保等についての要請に関する事。 3 <u>文化財の防災対策及び復旧に関する事。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教 育 庁</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 被災文教施設の応急復旧に関する事。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事。 7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	環 境 生 活 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事。 2 飲料水の確保に関する事。 3 災害廃棄物等の処理に関する事。 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事。 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事。 6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事。 7 <u>女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関する事。</u> 	観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関する事。 2 鉄道輸送確保等についての要請に関する事。 3 <u>文化財の防災対策及び復旧に関する事。</u> 	教 育 庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 被災文教施設の応急復旧に関する事。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事。 7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関する事。 	<p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
環 境 生 活 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事。 2 飲料水の確保に関する事。 3 災害廃棄物等の処理に関する事。 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事。 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事。 6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事。 																	
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関する事。 2 鉄道輸送確保等についての要請に関する事。 																	
教 育 庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 被災文教施設の応急復旧に関する事。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事。 7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関する事。 9 <u>文化財の防災対策及び復旧に関する事。</u> 																	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
環 境 生 活 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関する事。 2 飲料水の確保に関する事。 3 災害廃棄物等の処理に関する事。 4 被災地における食品衛生、生活衛生に関する事。 5 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関する事。 6 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）に関する事。 7 <u>女性の視点を踏まえた防災対策の推進に関する事。</u> 																	
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関する事。 2 鉄道輸送確保等についての要請に関する事。 3 <u>文化財の防災対策及び復旧に関する事。</u> 																	
教 育 庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関する事。 3 被災文教施設の応急復旧に関する事。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事。 7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関する事。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関する事。 																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第1節 自主防災思想の普及啓発（2-1-2）</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p>また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは国、県、市町及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。</p> <p>このため、県及び市町等は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点に十分配慮するものとする。</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発（2-1-3）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4)</u> 災害時の家庭内の連絡体制の確保</p> <p><u>(5)</u> 災害時の地域内の避難体制の確保</p> <p><u>(6)</u> その他</p> <p>第3章 防災訓練の実施</p> <p>基本的な考え方（2-3-1）</p> <p>災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時に取るべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。</p> <p>防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点に十分配慮するように努める。</p> <p>第4章 自然災害に強い県土の形成</p> <p>第1節 県土の現況と保全対策</p> <p>第1項 治山</p> <p>1 現況（2-4-2）</p> <p>本県の森林面積は438千haで、総土地面積611千haの72%を占めており、山地災害の未然防止を図るためには、森林の防災機能を高めることが重要である。</p> <p>このため、防災機能をはじめとした森林の有する多面的機能の発揮が強く求められている民有林<u>10.4</u>千haを保安林に指定し、治山施設の設置や森林の整備を進めるとともに、やまぐち森林づくり県民税による荒廃した私有林の整備を行うなど、山地災害の未然防止に努めている。</p> <p>第2項 砂防</p> <p>1 現況（2-4-2）</p> <p>本県の地形は、<u>山地面積が全面積の7割以上を占め</u>、河川は一般に流路狭小、勾配急峻なものが多く、また地質的にも大半が風化しやすく浸食に弱い花崗岩地帯であるため、土石流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性が高い。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第1節 自主防災思想の普及啓発（2-1-2）</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p>また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは国、県、市町及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。</p> <p>このため、県及び市町等は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等<u>多様な主体</u>の視点に十分配慮するものとする。</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発（2-1-3）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p><u>(4)</u> <u>避難場所等における性暴力・DVを防止する意識の普及・徹底</u></p> <p><u>(5)</u> 災害時の家庭内の連絡体制の確保</p> <p><u>(6)</u> 災害時の地域内の避難体制の確保</p> <p><u>(7)</u> その他</p> <p>第3章 防災訓練の実施</p> <p>基本的な考え方（2-3-1）</p> <p>災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時に取るべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。</p> <p>防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等<u>多様な主体</u>の視点に十分配慮するように努める。</p> <p>第4章 自然災害に強い県土の形成</p> <p>第1節 県土の現況と保全対策</p> <p>第1項 治山</p> <p>1 現況（2-4-2）</p> <p>本県の森林面積は438千haで、総土地面積611千haの72%を占めており、山地災害の未然防止を図るためには、森林の防災機能を高めることが重要である。</p> <p>このため、防災機能をはじめとした森林の有する多面的機能の発揮が強く求められている民有林<u>10.6</u>千haを保安林に指定し、治山施設の設置や森林の整備を進めるとともに、やまぐち森林づくり県民税による荒廃した私有林の整備を行うなど、山地災害の未然防止に努めている。</p> <p>第2項 砂防</p> <p>1 現況（2-4-2）</p> <p>本県の地形は、<u>県土の約88%が山地と丘陵地で占められ</u>、河川は一般に流路狭小、勾配急峻なものが多く、また地質的にも大半が風化しやすく浸食に弱い花崗岩地帯であるため、土石流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性が高い。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>時点修正</p> <p>表現の適正化</p>

現 行						修 正 案						備 考																																																																																																																																																																											
<p>第3項 河川</p> <p>1 現 況 (2-4-2)</p> <p>本県の河川 (1級及び2級河川) は、108水系480河川で、その流路延長は<u>2,427</u>kmに及んでおり、このうち1級河川は佐波川水系と小瀬川水系のみで、2級河川がそのほとんどを占めている。</p>						<p>第3項 河川</p> <p>1 現 況 (2-4-2)</p> <p>本県の河川 (1級及び2級河川) は、108水系480河川で、その流路延長は<u>2,444.268</u>kmに及んでおり、このうち1級河川は佐波川水系と小瀬川水系のみで、2級河川がそのほとんどを占めている。</p>						時点修正																																																																																																																																																																											
<p>第4項 海岸</p> <p>1 現 況 (2-4-3)</p> <p>本県は、三面を海に囲まれ島しょを含めて海岸線が長く、主として瀬戸内海沿岸部は古くから、干拓、埋立などが行われ、人家、農地、公共施設などは、堤防により保護されている箇所が非常に多い。また、港湾漁港施設が多数点在し、特に河口部は都市として発達し、人口と産業が集中している所が多く、台風の来襲などにより、海あるいは河川からの災害を受けやすい状態にある。本県における海岸線の43%にあたる<u>678</u>kmが保全区域で、その90%が海岸保全施設によって防護されているが、保全施設の整備はなお充分とはいえず、さらに、海岸保全区域の指定を要する地域を残している。しかも、近年、大規模な埋立、臨海部の都市化が急速に進んでいるので、この海岸保全はますます重要となっている。</p>						<p>第4項 海岸</p> <p>1 現 況 (2-4-3)</p> <p>本県は、三面を海に囲まれ島しょを含めて海岸線が長く、主として瀬戸内海沿岸部は古くから、干拓、埋立などが行われ、人家、農地、公共施設などは、堤防により保護されている箇所が非常に多い。また、港湾漁港施設が多数点在し、特に河口部は都市として発達し、人口と産業が集中している所が多く、台風の来襲などにより、海あるいは河川からの災害を受けやすい状態にある。本県における海岸線の43%にあたる<u>679</u>kmが保全区域で、その90%が海岸保全施設によって防護されているが、保全施設の整備はなお充分とはいえず、さらに、海岸保全区域の指定を要する地域を残している。しかも、近年、大規模な埋立、臨海部の都市化が急速に進んでいるので、この海岸保全はますます重要となっている。</p>						最新値を反映																																																																																																																																																																											
<p>第6章 災害応急体制の整備</p> <p>第1節 職員の体制</p> <p>第1項 県</p> <p>1 配備体制 (2-6-2)</p> <p>(1) 災害対策本部未設置</p>						<p>第6章 災害応急体制の整備</p> <p>第1節 職員の体制</p> <p>第1項 県</p> <p>1 配備体制 (2-6-2)</p> <p>(1) 災害対策本部未設置</p>						災害応急体制の見直し																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配備基準</th> <th rowspan="2">配備体制</th> <th colspan="2">本庁</th> <th rowspan="2">出先機関及び市町</th> <th rowspan="2">職員配備基準</th> </tr> <tr> <th>配備課</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">風水害 対 策</td> <td rowspan="7">高 潮 注意報</td> <td rowspan="7">第1警戒 体 制</td> <td rowspan="7">警戒配備 体 制</td> <td>防災危機管理課</td> <td>3</td> <td rowspan="7">○関係市町を所管する 出先機関 ・土木建築事務所 ・港湾管理事務所 *農林水産事務所 *下関農林事務所 *下関水産振興局 *山口宇部空港事務所 ○関係市町</td> <td rowspan="7">あらかじめ 所属長が指 名した職員</td> </tr> <tr> <td>・消防保安課</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>河川課</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>道路整備課</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>砂防課</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>*農林水産政策課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>*農村整備課*</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>漁港漁場整備課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>雪害 対 策</td> <td>大雪 警 報</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">風水害 対 策</td> <td rowspan="4">大雨 洪水 警 報</td> <td rowspan="4">第2警戒体制</td> <td rowspan="4"></td> <td>電気工水課</td> <td>2</td> <td rowspan="4">(略)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>*教育政策課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>*広報広聴課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>住宅課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">風水害 対 策</td> <td rowspan="3">高潮 警 報</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td>住宅課</td> <td>2</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>*教育政策課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>*広報広聴課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風水害 対 策</td> <td rowspan="2">暴風 暴風雪 波浪 警 報</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>住宅課</td> <td>2</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>*教育政策課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>雪害対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>*電気工水課</td> <td>2</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>*教育政策課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大規模な火災、 ・・・(略)・・・</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>*電気工水課</td> <td>2</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>*教育政策課</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		配備基準	配備体制	本庁		出先機関及び市町	職員配備基準	配備課	人数	風水害 対 策	高 潮 注意報		第1警戒 体 制	警戒配備 体 制	防災危機管理課	3	○関係市町を所管する 出先機関 ・土木建築事務所 ・港湾管理事務所 *農林水産事務所 *下関農林事務所 *下関水産振興局 *山口宇部空港事務所 ○関係市町	あらかじめ 所属長が指 名した職員	・消防保安課	1	河川課	1	道路整備課	1	砂防課	1	港湾課	1	*農林水産政策課	2	*農村整備課*	2	漁港漁場整備課	2	雪害 対 策	大雪 警 報			(略)	(略)	(略)	(略)	風水害 対 策	大雨 洪水 警 報	第2警戒体制		電気工水課	2	(略)	(略)	*教育政策課	2	*広報広聴課	2	住宅課	2	風水害 対 策	高潮 警 報			住宅課	2	(略)	(略)	*教育政策課	2	*広報広聴課	2	風水害 対 策	暴風 暴風雪 波浪 警 報			住宅課	2	(略)	(略)	*教育政策課	2	雪害対策				*電気工水課	2	(略)	(略)					*教育政策課	2	大規模な火災、 ・・・(略)・・・				*電気工水課	2	(略)	(略)	*教育政策課	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配備基準</th> <th rowspan="2">配備体制</th> <th colspan="2">本庁</th> <th rowspan="2">出先機関及び市町</th> <th rowspan="2">職員配備基準</th> </tr> <tr> <th>配備課</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">風水害 対 策</td> <td rowspan="2">(削除)</td> <td rowspan="2">第1警戒 体 制</td> <td rowspan="2">警戒配備 体 制</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雪害 対 策</td> <td>大雪 警 報</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">風水害 対 策</td> <td rowspan="3">大雨 洪水 警 報</td> <td rowspan="3">第2警戒体制</td> <td rowspan="3"></td> <td>電気工水課</td> <td>2</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>*教育政策課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>*広報広聴課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風水害 対 策</td> <td rowspan="2">高潮 警 報</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>住宅課</td> <td>2</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>*教育政策課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風水害 対 策</td> <td rowspan="2">暴風 暴風雪 波浪 警 報</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>住宅課</td> <td>2</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>*教育政策課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">雪害対策</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>*電気工水課</td> <td>2</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>*教育政策課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大規模な火災、 ・・・(略)・・・</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>*電気工水課</td> <td>2</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>*教育政策課</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		配備基準	配備体制	本庁		出先機関及び市町	職員配備基準	配備課	人数	風水害 対 策	(削除)	第1警戒 体 制	警戒配備 体 制	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)	雪害 対 策	大雪 警 報			(略)	(略)	(略)	(略)	風水害 対 策	大雨 洪水 警 報	第2警戒体制		電気工水課	2	(略)	(略)	*教育政策課	2	*広報広聴課	2	風水害 対 策	高潮 警 報			住宅課	2	(略)	(略)	*教育政策課	2	風水害 対 策	暴風 暴風雪 波浪 警 報			住宅課	2	(略)	(略)	*教育政策課	2	雪害対策				*電気工水課	2	(略)	(略)	*教育政策課	2	大規模な火災、 ・・・(略)・・・				*電気工水課	2	(略)	(略)	*教育政策課
配備基準	配備体制			本庁				出先機関及び市町	職員配備基準																																																																																																																																																																														
		配備課	人数																																																																																																																																																																																				
風水害 対 策	高 潮 注意報	第1警戒 体 制	警戒配備 体 制	防災危機管理課	3	○関係市町を所管する 出先機関 ・土木建築事務所 ・港湾管理事務所 *農林水産事務所 *下関農林事務所 *下関水産振興局 *山口宇部空港事務所 ○関係市町	あらかじめ 所属長が指 名した職員																																																																																																																																																																																
				・消防保安課	1																																																																																																																																																																																		
				河川課	1																																																																																																																																																																																		
				道路整備課	1																																																																																																																																																																																		
				砂防課	1																																																																																																																																																																																		
				港湾課	1																																																																																																																																																																																		
				*農林水産政策課	2																																																																																																																																																																																		
農村整備課	2																																																																																																																																																																																						
漁港漁場整備課	2																																																																																																																																																																																						
雪害 対 策	大雪 警 報			(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
風水害 対 策	大雨 洪水 警 報	第2警戒体制		電気工水課	2	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
				*教育政策課	2																																																																																																																																																																																		
				*広報広聴課	2																																																																																																																																																																																		
				住宅課	2																																																																																																																																																																																		
風水害 対 策	高潮 警 報			住宅課	2	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
				*教育政策課	2																																																																																																																																																																																		
				*広報広聴課	2																																																																																																																																																																																		
風水害 対 策	暴風 暴風雪 波浪 警 報			住宅課	2	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
				*教育政策課	2																																																																																																																																																																																		
雪害対策				*電気工水課	2	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
				*教育政策課	2																																																																																																																																																																																		
大規模な火災、 ・・・(略)・・・				*電気工水課	2	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
				*教育政策課	2																																																																																																																																																																																		
配備基準	配備体制	本庁		出先機関及び市町	職員配備基準																																																																																																																																																																																		
		配備課	人数																																																																																																																																																																																				
風水害 対 策	(削除)	第1警戒 体 制	警戒配備 体 制	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																																																																
				(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
雪害 対 策	大雪 警 報			(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
風水害 対 策	大雨 洪水 警 報	第2警戒体制		電気工水課	2	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
				*教育政策課	2																																																																																																																																																																																		
				*広報広聴課	2																																																																																																																																																																																		
風水害 対 策	高潮 警 報			住宅課	2	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
				*教育政策課	2																																																																																																																																																																																		
風水害 対 策	暴風 暴風雪 波浪 警 報			住宅課	2	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
				*教育政策課	2																																																																																																																																																																																		
雪害対策				*電気工水課	2	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
				*教育政策課	2																																																																																																																																																																																		
大規模な火災、 ・・・(略)・・・				*電気工水課	2	(略)	(略)																																																																																																																																																																																
				*教育政策課	2																																																																																																																																																																																		

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第1節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第1項 協定の締結</p> <p>1 県における協定の締結（2-6-6）</p> <p>(9) 応急対策業務に関する協定 (ア～チ 省略)</p> <p>ツ (一社) 山口県建築協会との協定</p> <p>第3節 自衛隊との連携体制</p> <p>第1項 県</p> <p>4 連絡先（2-6-8）</p> <table border="1" data-bbox="195 779 1205 1014"> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第17普通科連隊</td> <td>山 口 市</td> <td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災行政無線(衛星系) 217</td> </tr> <tr> <td>第13旅団</td> <td>広 島 県</td> <td>082-822-3101</td> </tr> <tr> <td>中部方面総監部</td> <td><u>大 阪 府</u></td> <td><u>0727-82-0001</u></td> </tr> </table> <p>第7章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第9項 避難所の運営管理（2-7-5）</p> <p>市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>第14項 土砂災害警戒区域の指定のあった市町（2-7-6）</p> <p>1 土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要であると認められるものがある場合にあっては、<u>これらの施設</u>の名称及び所在地</p> <p>8 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記4の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を<u>行わなければならない</u>。（2-7-7）</p>	陸上自衛隊	第17普通科連隊	山 口 市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災行政無線(衛星系) 217	第13旅団	広 島 県	082-822-3101	中部方面総監部	<u>大 阪 府</u>	<u>0727-82-0001</u>	<p>第1節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第1項 協定の締結</p> <p>1 県における協定の締結（2-6-6）</p> <p>(9) 応急対策業務に関する協定 (ア～チ 省略)</p> <p>ツ (一社) 山口県建築協会との協定</p> <p><u>テ (一社) JBN・全国工務店協会</u></p> <p><u>ト 全国建設労働組合総連合</u></p> <p><u>ナ 山口県瓦工事業協同組合</u></p> <p><u>ニ 山口県窯工業連合会</u></p> <p><u>ヌ (一社) 日本窯工業連合会</u></p> <p><u>ネ (一社) 災害復旧職人派遣協会</u></p> <p>第3節 自衛隊との連携体制</p> <p>第1項 県</p> <p>4 連絡先（2-6-8）</p> <table border="1" data-bbox="1463 779 2472 1014"> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第17普通科連隊</td> <td>山 口 市</td> <td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災行政無線(衛星系) 217</td> </tr> <tr> <td>第13旅団</td> <td>広 島 県</td> <td>082-822-3101</td> </tr> <tr> <td>中部方面総監部</td> <td><u>兵 庫 県</u></td> <td><u>072-782-0001</u></td> </tr> </table> <p>第7章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第9項 避難所の運営管理（2-7-5）</p> <p>市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p><u>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供に配慮するものとする。</u></p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>第14項 土砂災害警戒区域の指定のあった市町（2-7-6）</p> <p>1 土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設 <u>(以下「要配慮者利用施設」という。)</u> であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要であると認められるものがある場合にあっては、<u>当該施設</u>の名称及び所在地</p> <p>8 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記4の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を<u>行うとともに、その結果を市町長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>9 市町長は、上記5又は8の規定により報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。</u>（2-7-7）</p>	陸上自衛隊	第17普通科連隊	山 口 市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災行政無線(衛星系) 217	第13旅団	広 島 県	082-822-3101	中部方面総監部	<u>兵 庫 県</u>	<u>072-782-0001</u>	<p>協定の締結</p> <p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
陸上自衛隊		第17普通科連隊	山 口 市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災行政無線(衛星系) 217																		
		第13旅団	広 島 県	082-822-3101																		
	中部方面総監部	<u>大 阪 府</u>	<u>0727-82-0001</u>																			
陸上自衛隊	第17普通科連隊	山 口 市	083-922-2281 県庁内線 5184 防災行政無線(衛星系) 217																			
	第13旅団	広 島 県	082-822-3101																			
	中部方面総監部	<u>兵 庫 県</u>	<u>072-782-0001</u>																			

現 行	修 正 案	備 考
<p>第15項 浸水想定区域の指定のあった市町 <u>(水防法第14条、第15条)</u> (2-7-7)</p> <p>1 浸水想定区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。</p> <p><u>(1) 浸水想定区域ごとに洪水予報及び氾濫危険水位(特別警戒水位)の伝達方法、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。</u></p> <p><u>(2) 浸水想定区域内に地下街や、社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための浸水に関する情報、予報及び警報の伝達方法。</u></p> <p>2 市町地域防災計画に基づき、洪水に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じる。</p>	<p>第15項 浸水想定区域の指定のあった市町 (2-7-7)</p> <p>1 浸水想定区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。</p> <p><u>(1) 洪水予報等の伝達方法。</u></p> <p><u>(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項。</u></p> <p><u>(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項。</u></p> <p><u>(4) 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下洪水時等)に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)</u>がある場合には、当該施設の名称及び所在地</p> <p><u>(5) (4)において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法。</u></p> <p><u>(6) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項。</u></p> <p>2 <u>上記1に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>表現の適正化</p>
<p>第2節 県のとるべき措置(2-7-7)</p> <p>5 想定し得る最大規模の降雨・高潮により、浸水が想定される区域を指定したときは、その区域、水深及び<u>浸水継続時間</u>を公表する。</p>	<p>第2節 県のとるべき措置(2-7-7)</p> <p>5 想定し得る最大規模の降雨・高潮により、浸水が想定される区域を指定したときは、その区域、水深及び<u>浸水範囲</u>等を公表する。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>第9章 要配慮者対策</p> <p>第1節 社会福祉施設、病院等の対策</p> <p>第1項 組織体制の整備(2-9-2)</p> <p>3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>(2) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、市町長に報告する。</u></p> <p><u>また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</u></p>	<p>第9章 要配慮者対策</p> <p>第1節 社会福祉施設、病院等の対策</p> <p>第1項 組織体制の整備(2-9-2)</p> <p>3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>(2) 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町長に報告しなければならない。</u></p>	<p>表現の適正化</p>
<p>第4節 防災知識の普及啓発・訓練</p> <p>第1項 防災知識等の普及啓発(2-9-4)</p> <p>1 県及び市町は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p>	<p>第4節 防災知識の普及啓発・訓練</p> <p>第1項 防災知識等の普及啓発(2-9-4)</p> <p>1 県及び市町は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>多様な主体</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>第5節 避難所対策(2-9-4)</p> <p>1 市町は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。</p>	<p>第5節 避難所対策(2-9-4)</p> <p>1 市町は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。</p> <p><u>また、福祉避難所として指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第15章 火災予防対策</p> <p>第1節 一般火災予防計画</p> <p>第7項 文化財防火対策の推進</p> <p>2 予防対策実施責任者 (2-15-6)</p> <p>(2) 予防対策指導……<u>県教育委員会(社会教育・文化財課)</u></p> <p>第16章 交通災害予防対策</p> <p>第1節 海上災害予防計画</p> <p>第2項 危険物等の大量流出対策</p> <p>2 対応体制の整備 (2-16-5)</p> <p>(2) 連携協力体制の確保</p> <p>ア 油・危険物等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする「各地区排出油等防除協議会」が岩国(周東・大竹)地区、<u>周南地区</u>、関門・宇部地区及び北部沿岸地区に設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。</p> <p>第3節 陸上交通災害予防計画</p> <p>第1項 道路</p> <p>【県(道路整備課、道路建設課、都市計画課)・国(气象台、地方整備局、労働局)・警察・市町・西日本高速道路㈱)】</p> <p>1 現況 (2-16-9)</p> <p>本県における現在の道路体系は、高速自動車国道の中国自動車道、山陽自動車道、関門自動車道及び17本の一般国道を軸として、これに県道、市町道が連携し、実延長<u>16,727.7</u>kmにおよぶ道路網を形成している。</p> <p>その道路種別内訳は、高速自動車国道257.4km、国道<u>1,114.6</u>km、県道<u>2,800.5</u>km、市町道<u>12,555.2</u>kmとなっている。このうち、国道・県道の改良率では全国平均<u>77.1</u>%、山口県<u>65.2</u>%となっている(道路統計年報2020より)。</p> <p>第17章 産業災害予防対策</p> <p>第2節 危険物等災害予防計画</p> <p>第2項 石油類等の災害予防対策(消防法、労働安全衛生法)</p> <p>【県(消防保安課)・国(山口労働局)・市町(消防機関)】</p> <p>1 石油類等の危険物の範囲(<u>消防法第2条別表</u>、労働安全衛生法施行令)(2-17-7)</p> <p>石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう、その主なものは次表のとおりである。</p> <p>第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策</p> <p>1 ガス工作物の災害予防対策(ガス事業法)(2-17-12)</p> <p>(1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う予防対策(ガス事業法第20条、21条、32条、57条、61条、68条、82条、84条、94条、101条、172条、176条)</p> <p>2 ガス用品の災害予防対策(ガス事業法)</p> <p>(1) 経済産業大臣(又は経済産業局長)の行う予防対策(ガス事業法140条、148条、157条、171条、172条、173条)</p> <p>(2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策(ガス事業法第145条・<u>第146号</u>)</p> <p>ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。</p> <p>3 ガス事故等の防止対策</p> <p>(1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う防止対策(ガス事業法171条)</p>	<p>第15章 火災予防対策</p> <p>第1節 一般火災予防計画</p> <p>第7項 文化財防火対策の推進</p> <p>2 予防対策実施責任者 (2-15-6)</p> <p>(2) 予防対策指導……<u>県(文化振興課)</u></p> <p>第16章 交通災害予防対策</p> <p>第1節 海上災害予防計画</p> <p>第2項 危険物等の大量流出対策</p> <p>2 対応体制の整備 (2-16-5)</p> <p>(2) 連携協力体制の確保</p> <p>ア 油・危険物等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする「各地区排出油等防除協議会」が岩国(周東・大竹)地区、<u>周防地区</u>、関門・宇部地区及び北部沿岸地区に設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。</p> <p>第3節 陸上交通災害予防計画</p> <p>第1項 道路</p> <p>【県(道路整備課、道路建設課、都市計画課)・国(气象台、地方整備局、労働局)・警察・市町・西日本高速道路㈱)】</p> <p>1 現況 (2-16-9)</p> <p>本県における現在の道路体系は、高速自動車国道の中国自動車道、山陽自動車道、関門自動車道及び17本の一般国道を軸として、これに県道、市町道が連携し、実延長<u>16,751.7</u>kmにおよぶ道路網を形成している。</p> <p>その道路種別内訳は、高速自動車国道257.4km、国道<u>1,111.6</u>km、県道<u>2,801.2</u>km、市町道<u>12,581.7</u>kmとなっている。このうち、国道・県道の改良率では全国平均<u>62.7</u>%、山口県<u>61.8</u>%となっている(道路統計年報2021より)。</p> <p>第17章 産業災害予防対策</p> <p>第2節 危険物等災害予防計画</p> <p>第2項 石油類等の災害予防対策(消防法、労働安全衛生法)</p> <p>【県(消防保安課)・国(山口労働局)・市町(消防機関)】</p> <p>1 石油類等の危険物の範囲(<u>消防法別表第一</u>、労働安全衛生法施行令)(2-17-7)</p> <p>石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう、その主なものは次表のとおりである。</p> <p>第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策</p> <p>1 ガス工作物の災害予防対策(ガス事業法)(2-17-12)</p> <p>(1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う予防対策(ガス事業法第20条、21条、32条、57条、61条、68条、82条、84条、94条、<u>96条</u>、101条、172条、176条)</p> <p>2 ガス用品の災害予防対策(ガス事業法)</p> <p>(1) 経済産業大臣(又は経済産業局長)の行う予防対策(ガス事業法<u>第</u>140条、148条、157条、171条、172条、173条)</p> <p>(2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策(ガス事業法第145条・<u>第146条</u>)</p> <p>ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。</p> <p>3 ガス事故等の防止対策</p> <p>(1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う防止対策(ガス事業法<u>第</u>171条)</p>	<p>組織改編</p> <p>R3.6 協議会名称変更</p> <p>時点修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策</p> <p>4 電気用品の災害予防対策（電気用品安全法）（2-17-14）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（法第3条、5条、11条、12条、<u>42条の5</u>、45条、46条、46条の2）</p> <p>経済産業大臣（又は経済産業局長）は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造（又は輸入）の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の<u>回収</u>、その他必要な措置を<u>電気用品製造（又は輸入）事業者等</u>に命ずることができる。</p> <p>第5節 地下埋設物災害予防計画（2-17-22）</p> <p>第1項 目的</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・西日本電信電話㈱・工事<u>施行者</u>】</p> <p>第2項 工事現場安全管理体制の確立</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・西日本電信電話㈱・工事<u>施行者</u>】</p> <p>2 現場責任者の指定</p> <p>責任者を指定し、現場における工事の<u>施行</u>に関する指揮をとる。</p> <p>第3項 安全対策</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・西日本電信電話㈱・工事<u>施行者</u>】</p> <p>1 工事<u>施行</u>に係る安全対策</p> <p>工事<u>施行</u>に当っては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、工事<u>施行者</u>においても監督を行う。</p> <p>3 他の<u>施行</u>工事との連絡調整</p> <p>道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い工事の<u>施行</u>中においても連絡を密にして調整を図る。</p>	<p>第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策</p> <p>4 電気用品の災害予防対策（電気用品安全法）（2-17-14）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（法第3条、5条、11条、12条、<u>42条の5（経済産業大臣のみ）</u>、45条、46条、46条の2）</p> <p>経済産業大臣（又は経済産業局長）は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造（又は輸入）の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の<u>提出</u>、その他必要な措置を<u>電気用品製造（又は輸入）事業者</u>に命ずることができる。</p> <p>第5節 地下埋設物災害予防計画（2-17-22）</p> <p>第1項 目的</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・西日本電信電話㈱・工事<u>施工者</u>】</p> <p>第2項 工事現場安全管理体制の確立</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・西日本電信電話㈱・工事<u>施工者</u>】</p> <p>2 現場責任者の指定</p> <p>責任者を指定し、現場における工事の<u>施工</u>に関する指揮をとる。</p> <p>第3項 安全対策</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱・山口合同ガス㈱・西日本電信電話㈱・工事<u>施工者</u>】</p> <p>1 工事<u>施工</u>に係る安全対策</p> <p>工事<u>施工</u>に当っては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、工事<u>施工者</u>においても監督を行う。</p> <p>3 他の<u>施工</u>工事との連絡調整</p> <p>道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い工事の<u>施工</u>中においても連絡を密にして調整を図る。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>

現 行

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準 (3-1-3)

気象災害の場合	その他の災害の場合
(1) 県内に大雨、洪水、暴風、高潮のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 <u>ア 台風の上陸が明らかであるとき</u> イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合 など (2) 気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。 (3) 気象情報等の有無にかかわらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 (3)の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が県本部の2以上の対策部にわたる場合をいうものとする。	(1) 県内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。 (2) 県内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。 (3) 火山現象の特別警報(噴火警報(居住地域))が発表されたとき。 (1)及び(2)の「必要と認めるとき」の基準は、左欄の場合に準ずる。

第2項 県本部の運営 (3-1-5)

1～2 (略)

- 3 災害対策地方本部
- 4 現地災害対策本部
- 5 本部長等の職務
- 6 指揮命令系統の確立
- 7 国の現地対策本部との連携体制

修 正 案

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準 (3-1-3)

気象災害の場合	その他の災害の場合
(1) 県内に大雨、洪水、暴風、高潮のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 <u>ア 台風が上陸し、顕著な被害の発生が見込まれるとき</u> イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合 など (2) 気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。 (3) 気象情報等の有無にかかわらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 <u>(4) その他知事が特に必要と認めたとき。</u> (3)の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が県本部の2以上の対策部にわたる場合をいうものとする。	(1) 県内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。 (2) 県内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。 (3) 火山現象の特別警報(噴火警報(居住地域))が発表されたとき。 (1)及び(2)の「必要と認めるとき」の基準は、左欄の場合に準ずる。

第2項 県本部の運営 (3-1-5)

1～2 (略)

- 3 総務部本部室
本部長は、災害発生時の初動対応から広域支援の受け入れまで対応できるよう、対策に応じた班の拡充や、応援職員の追加を行うとともに、必要なスペースを確保して、関係機関や各部局との総合調整機能が発揮できるよう、県本部の事務局となる総務部本部室の体制整備に努めるものとする。
- 4 災害対策地方本部
- 5 現地災害対策本部
- 6 本部長等の職務
- 7 指揮命令系統の確立
- 8 国の現地対策本部との連携体制

備 考

災害応急体制の見直し

災害応急体制の見直し

現 行			修 正 案			備 考																																
第3項 動員配備計画 1 配備体制 (1) 災害対策本部未設置 (3-1-7)			第3項 動員配備計画 1 配備体制 (1) 災害対策本部未設置 (3-1-7)			災害応急体制の見直し																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制の時期の基準</th> <th colspan="2">種別</th> <th>体制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>第1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>2 県内に高潮注意報又は大雪警報の一つ以上が発表されたとき</u></td> <td>警戒体制</td> <td>警戒配備体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">第2警戒体制</td> <td>災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、<u>事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	体制の時期の基準	種別		体制の内容	(略)		第1	(略)	(略)	<u>2 県内に高潮注意報又は大雪警報の一つ以上が発表されたとき</u>	警戒体制	警戒配備体制	(略)	(略)	第2警戒体制		災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、 <u>事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制の時期の基準</th> <th colspan="2">種別</th> <th>体制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>2 県内に大雪警報が発表されたとき</u></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">第2警戒体制</td> <td>災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、<u>さらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>1 県内に次の気象情報のいずれかが発表されたとき。</u> <u>(1) 土砂災害警戒情報</u> <u>(2) 記録的短時間大雨情報</u> <u>2 本県への台風の接近又は上陸が予想される時。</u> <u>3 その他状況により、知事が命じたとき。</u></td> <td colspan="2">特別警戒体制</td> <td><u>災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	体制の時期の基準	種別		体制の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>2 県内に大雪警報が発表されたとき</u>		(略)	(略)	(略)	第2警戒体制		災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、 <u>さらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。</u>	<u>1 県内に次の気象情報のいずれかが発表されたとき。</u> <u>(1) 土砂災害警戒情報</u> <u>(2) 記録的短時間大雨情報</u> <u>2 本県への台風の接近又は上陸が予想される時。</u> <u>3 その他状況により、知事が命じたとき。</u>	特別警戒体制		<u>災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。</u>
体制の時期の基準	種別		体制の内容																																			
(略)	第1	(略)	(略)																																			
<u>2 県内に高潮注意報又は大雪警報の一つ以上が発表されたとき</u>	警戒体制	警戒配備体制	(略)																																			
(略)	第2警戒体制		災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、 <u>事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。</u>																																			
体制の時期の基準	種別		体制の内容																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																			
<u>2 県内に大雪警報が発表されたとき</u>		(略)	(略)																																			
(略)	第2警戒体制		災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、 <u>さらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。</u>																																			
<u>1 県内に次の気象情報のいずれかが発表されたとき。</u> <u>(1) 土砂災害警戒情報</u> <u>(2) 記録的短時間大雨情報</u> <u>2 本県への台風の接近又は上陸が予想される時。</u> <u>3 その他状況により、知事が命じたとき。</u>	特別警戒体制		<u>災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第1非常体制に移行する体制とする。</u>																																			
(2) 災害対策本部設置 (3-1-8)			(2) 災害対策本部設置 (3-1-8)			災害応急体制の見直し																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制の時期の基準</th> <th>種別</th> <th>体制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 <u>ア 台風の上陸が明らかであるとき</u> イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など</td> <td rowspan="3">第1非常体制</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 県内に、気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td>3 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	体制の時期の基準	種別	体制の内容	1 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 <u>ア 台風の上陸が明らかであるとき</u> イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など	第1非常体制		(略)	2 県内に、気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。	3 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制の時期の基準</th> <th>種別</th> <th>体制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 <u>ア 台風が上陸し、顕著な被害の発生が見込まれるとき</u> イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など</td> <td rowspan="3">第1非常体制</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 県内に、気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td>3 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 <u>4 その他知事が特に必要と認めたとき</u></td> </tr> </tbody> </table>	体制の時期の基準	種別	体制の内容	1 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 <u>ア 台風が上陸し、顕著な被害の発生が見込まれるとき</u> イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など	第1非常体制	(略)	2 県内に、気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。	3 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 <u>4 その他知事が特に必要と認めたとき</u>																				
体制の時期の基準	種別	体制の内容																																				
1 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 <u>ア 台風の上陸が明らかであるとき</u> イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など	第1非常体制	(略)																																				
2 県内に、気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。																																						
3 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。																																						
体制の時期の基準	種別	体制の内容																																				
1 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 <u>ア 台風が上陸し、顕著な被害の発生が見込まれるとき</u> イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など	第1非常体制	(略)																																				
2 県内に、気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。																																						
3 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 <u>4 その他知事が特に必要と認めたとき</u>																																						

現 行	修 正 案	備 考																																				
<p>4 動員の方法（3-1-10） (2) 勤務時間外 <u>第1・第2警戒体制では</u>、配備当番に対して非常連絡網による電話及び及び携帯電話へのメール送信で呼出を行う。</p> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（3-1-14）</p> <table border="1" data-bbox="151 380 1308 1014"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光スポーツ文化対策部</td> <td>協力班</td> <td>観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室</td> <td><u>9</u> 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 <u>10</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文教対策部</td> <td>学校総務</td> <td><u>教育政策課</u></td> <td>1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 6 その他応急文教対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>文化財保護</u></td> <td><u>社会教育・文化財課</u></td> <td><u>12 被災文化財の保護、修復に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td><u>地域連携教育推進室</u> 人権教育課</td> <td>13 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 14 部内の各班、他部の応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課	部の所掌事務	観光スポーツ文化対策部	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	<u>9</u> 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 <u>10</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。	文教対策部	学校総務	<u>教育政策課</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 6 その他応急文教対策に関すること。	<u>文化財保護</u>	<u>社会教育・文化財課</u>	<u>12 被災文化財の保護、修復に関すること。</u>	協力班	<u>地域連携教育推進室</u> 人権教育課	13 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 14 部内の各班、他部の応援に関すること。	<p>4 動員の方法（3-1-10） (2) 勤務時間外 <u>第1・第2・特別警戒体制では</u>、配備当番に対して非常連絡網による電話及び及び携帯電話へのメール送信で呼出を行う。</p> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（3-1-14）</p> <table border="1" data-bbox="1418 380 2576 1014"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光スポーツ文化対策部</td> <td>協力班</td> <td>観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室</td> <td><u>9 被災文化財の保護、修復に関すること。</u> <u>10</u> 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 <u>11</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文教対策部</td> <td>学校総務</td> <td><u>教育政策課</u> <u>学校運営・施策整備室</u></td> <td>1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 6 その他応急文教対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td><u>地域連携教育推進課</u> 人権教育課</td> <td><u>12</u> 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 <u>13</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課	部の所掌事務	観光スポーツ文化対策部	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	<u>9 被災文化財の保護、修復に関すること。</u> <u>10</u> 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 <u>11</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。	文教対策部	学校総務	<u>教育政策課</u> <u>学校運営・施策整備室</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 6 その他応急文教対策に関すること。	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	協力班	<u>地域連携教育推進課</u> 人権教育課	<u>12</u> 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 <u>13</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。	<p>災害応急体制の見直し</p> <p>組織改編</p>
部	班	担当課	部の所掌事務																																			
観光スポーツ文化対策部	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	<u>9</u> 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 <u>10</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。																																			
文教対策部	学校総務	<u>教育政策課</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 6 その他応急文教対策に関すること。																																			
	<u>文化財保護</u>	<u>社会教育・文化財課</u>	<u>12 被災文化財の保護、修復に関すること。</u>																																			
	協力班	<u>地域連携教育推進室</u> 人権教育課	13 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 14 部内の各班、他部の応援に関すること。																																			
部	班	担当課	部の所掌事務																																			
観光スポーツ文化対策部	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	<u>9 被災文化財の保護、修復に関すること。</u> <u>10</u> 当該課（室）の災害対策関連事務の処理。 <u>11</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。																																			
文教対策部	学校総務	<u>教育政策課</u> <u>学校運営・施策整備室</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること。 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること。 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること。 6 その他応急文教対策に関すること。																																			
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																			
	協力班	<u>地域連携教育推進課</u> 人権教育課	<u>12</u> 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 <u>13</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。																																			
<p>第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画 第1項 気象警報・注意報等（3-2-3） 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="175 1213 1308 1619"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる</u>必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>警報・注意報発表基準一覧表（3-2-5） (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>令和2年8月6日現在</u></p>	種類	概要	特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる</u> 必要があることを示す警戒レベル5に相当。	警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	<p>第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画 第1項 気象警報・注意報等（3-2-3） 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1445 1213 2579 1619"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する</u>必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は</u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>警報・注意報発表基準一覧表（3-2-5） (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>令和3年6月8日現在</u></p>	種類	概要	特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する</u> 必要があることを示す警戒レベル5に相当。	警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は</u> 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>基準変更</p>																								
種類	概要																																					
特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる</u> 必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																					
警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																					
種類	概要																																					
特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する</u> 必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																					
警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は</u> 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																					

現 行

修 正 案

備 考

別表1 大雨警報基準（3-2-6） 令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	27	<u>122</u>
	宇部市	27	<u>131</u>
宇部・山陽小野田	山陽小野田市	28	<u>130</u>
	山口市	27	<u>133</u>
山口・防府	防府市	28	<u>130</u>
	下松市	24	<u>131</u>
周南・下松	周南市	28	<u>134</u>
	岩国市	20	<u>129</u>
岩国	和木町	25	<u>142</u>
	光市	23	<u>131</u>
柳井・光	柳井市	26	<u>126</u>
	周防大島町	20	<u>130</u>
	上関町	21	<u>121</u>
	田布施町	22	<u>131</u>
	平生町	21	<u>131</u>
萩・美祢	萩市	25	<u>122</u>
	美祢市	24	<u>133</u>
	阿武町	24	<u>124</u>
長門	長門市	25	<u>125</u>

(略)

別表2 洪水警報基準（3-2-7） 令和3年6月3日現在

別表3 大雨注意報基準（3-2-8） 令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	13	<u>103</u>
	宇部市	13	<u>111</u>
宇部・山陽小野田	山陽小野田市	13	<u>110</u>
	山口市	14	<u>90</u>
山口・防府	防府市	13	<u>88</u>
	下松市	12	<u>89</u>
周南・下松	周南市	11	<u>91</u>
	岩国市	13	<u>91</u>
岩国	和木町	16	<u>100</u>
	光市	12	<u>93</u>
柳井・光	柳井市	12	<u>89</u>
	周防大島町	9	<u>92</u>
	上関町	10	<u>85</u>
	田布施町	10	<u>93</u>
	平生町	11	<u>93</u>
萩・美祢	萩市	12	<u>97</u>

別表1 大雨警報基準（3-2-6） 令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	27	<u>134</u>
	宇部市	27	<u>136</u>
宇部・山陽小野田	山陽小野田市	28	<u>137</u>
	山口市	27	<u>140</u>
山口・防府	防府市	28	<u>144</u>
	下松市	24	<u>149</u>
周南・下松	周南市	28	<u>142</u>
	岩国市	20	<u>142</u>
岩国	和木町	25	<u>149</u>
	光市	23	<u>137</u>
柳井・光	柳井市	26	<u>135</u>
	周防大島町	20	<u>136</u>
	上関町	21	<u>134</u>
	田布施町	22	<u>139</u>
	平生町	21	<u>137</u>
萩・美祢	萩市	25	<u>129</u>
	美祢市	24	<u>141</u>
	阿武町	24	<u>131</u>
長門	長門市	25	<u>131</u>

(略)

別表2 洪水警報基準（3-2-7） 令和3年6月8日現在

別表3 大雨注意報基準（3-2-8） 令和3年6月8日現在

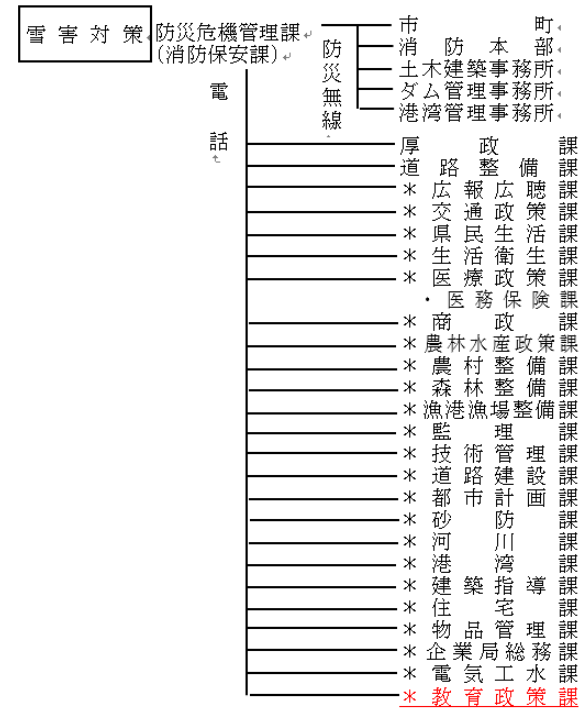
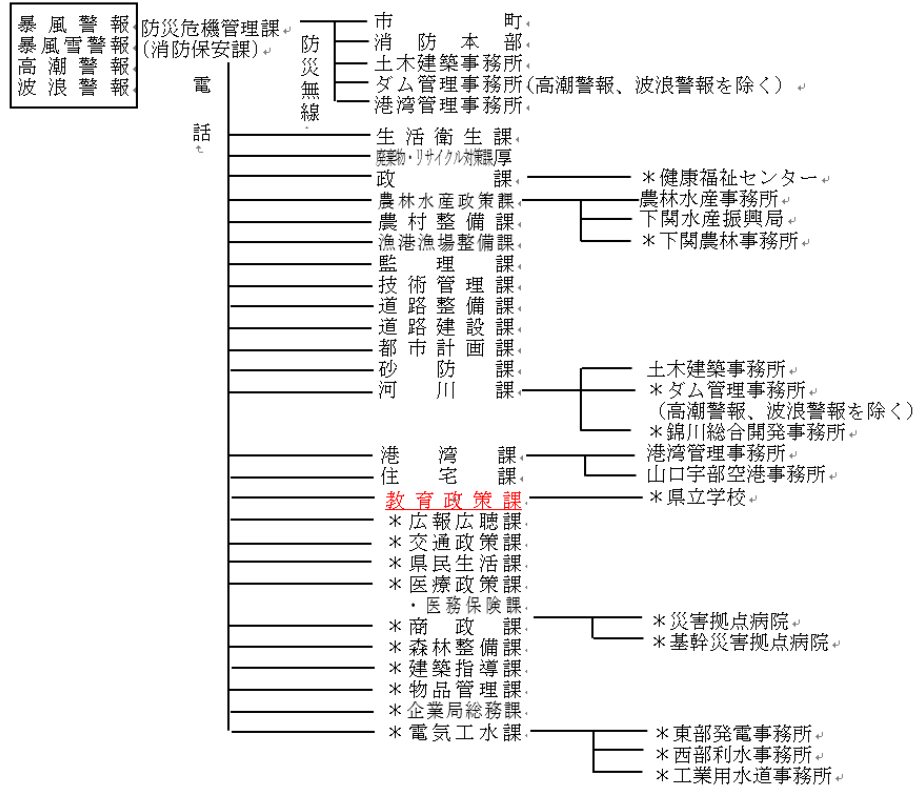
市町村等をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
下関	下関市	13	<u>107</u>
	宇部市	13	<u>108</u>
宇部・山陽小野田	山陽小野田市	13	<u>109</u>
	山口市	14	<u>103</u>
山口・防府	防府市	13	<u>106</u>
	下松市	12	<u>110</u>
周南・下松	周南市	11	<u>105</u>
	岩国市	13	<u>105</u>
岩国	和木町	16	<u>110</u>
	光市	12	<u>101</u>
柳井・光	柳井市	12	<u>99</u>
	周防大島町	9	<u>100</u>
	上関町	10	<u>99</u>
	田布施町	10	<u>102</u>
	平生町	11	<u>101</u>
萩・美祢	萩市	12	<u>103</u>

基準変更

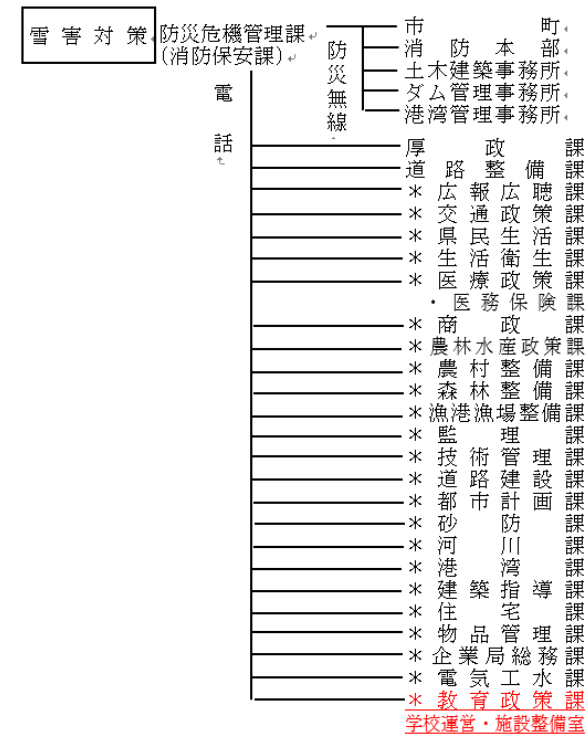
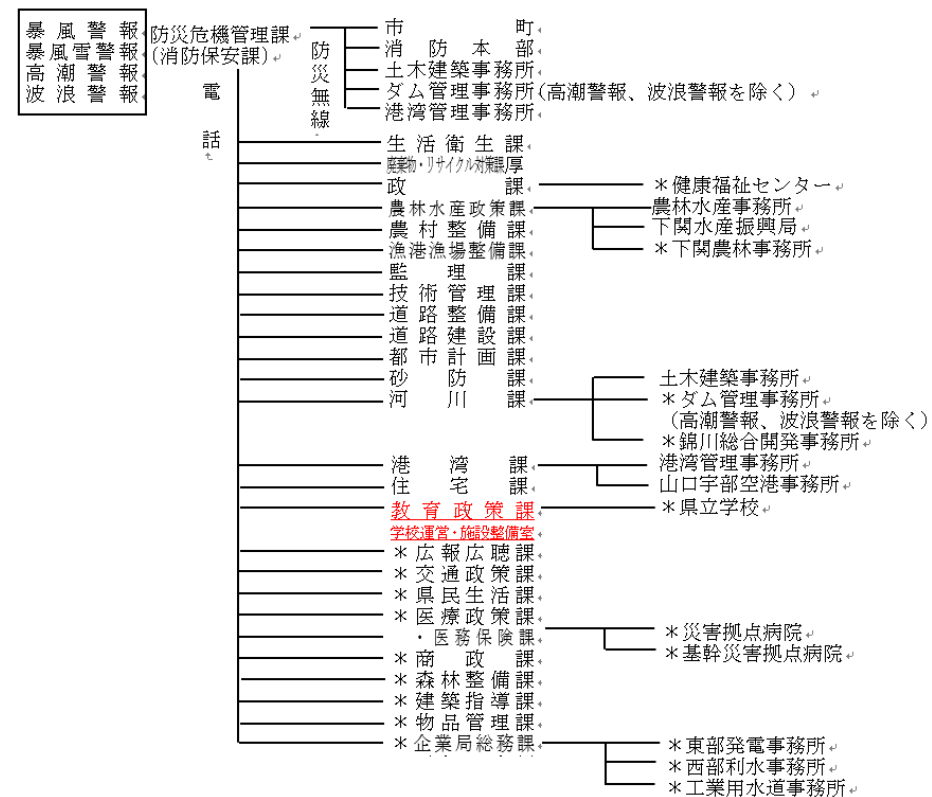
基準変更

基準変更

現 行



修 正 案



備 考

組織改編

組織改編

第4項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準（3-2-20）

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より嚴重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表するものとする。

第4項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準（3-2-20）

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

山口県土砂災害警戒情報に関する実施要領の改正

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 警戒解除基準 (3-2-21)</p> <p>降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。</p> <p><u>ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。</u></p> <p>5 地震等発生時の暫定発表基準 (3-2-21)</p> <p>(2) 暫定発表基準について</p> <p>地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁予報部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。</p> <p>8 土砂災害警戒情報の伝達 (3-2-22)</p> <p>土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。</p> <p>(現行図の表示は省略)</p>	<p>(2) 警戒解除基準 (3-3-21)</p> <p>降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。</p> <p><u>ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。</u></p> <p>5 地震等発生時の暫定発表基準 (3-2-21)</p> <p>(2) 暫定発表基準について</p> <p>地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。</p> <p>8 土砂災害警戒情報の伝達 (3-2-22)</p> <p>土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。</p> 	<p></p> <p>組織改編</p> <p>山口県土砂災害警戒情報に関する実施要領の改正</p>
<p>第6項 噴火警報等</p> <p>1 噴火警報等の発表 (3-2-23)</p> <p>福岡管区気象台地域火山監視・警報センターは、阿武火山群にて火山活動が予想される場合、気象業務法第13条の規定により噴火警報等を発表する。</p> <p>2 噴火警報等の種類と発表基準 (3-2-23)</p> <p>(1) 噴火警報・予報</p> <p>ア 噴火警報・予報等の種類</p> <p>(イ) 噴火予報</p> <p><u>火山活動が静穏な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。</u></p> <p>(2) 火山情報等 (3-2-24)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 週間火山概況</u></p> <p><u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</u></p> <p><u>オ 月間火山概況</u></p> <p>前月一ヶ月の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p>	<p>第6項 噴火警報等</p> <p>1 噴火警報等の発表 (3-2-23)</p> <p>福岡管区気象台地域火山監視・警報センターは、阿武火山群にて火山活動が予想される場合、気象業務法第13条等の規定により噴火警報等を発表する。</p> <p>2 噴火警報等の種類と発表基準 (3-2-23)</p> <p>(1) 噴火警報・予報</p> <p>ア 噴火警報・予報等の種類</p> <p>(イ) 噴火予報</p> <p><u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に、噴火予報を発表する</u></p> <p>(2) 火山情報等 (3-2-24)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>エ 月間火山概況</u></p> <p>前月一ヶ月の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p>	<p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																
<p>第2節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>第1項 情報収集・伝達連絡系統</p> <p>2 防災関係機関等の措置（3-2-30）</p> <table border="1" data-bbox="195 260 1305 661"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> 1 情報収集体制 (1) 被害状況の把握 ア 土木(建築)事務所等出先機関による情報収集 イ 市町からの被害報告等 ウ 市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。 エ 警察、海上保安部その他の防災関係機関との情報交換 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 事前措置及び応急公用負担計画</p> <p>第2節 応急公用負担計画</p> <p>第2項 警察官、海上保安官の権限（災対法第64条7項、65条2項、63条2項）（3-3-4）</p> <p>市町若しくはその委任を受けた市町の吏員が現場にいないとき、又は<u>これらの要求</u>があつたときは、市町長の公用負担の職権を行う。</p> <p>なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。</p> <p>第6項 水防管理者、水防団長、消防機関の長の権限（水防法第24条、28条、45条）</p> <p>1 物的公用負担（水防法第28条）</p> <p>(3) 車両、その他の運搬<u>具又は器具</u>の使用</p> <p>第4章 救助・救急、医療等活動計画</p> <p>第1節 救助・救急計画</p> <p>第1項 救助・救急の実施</p> <p>1 実施機関（3-4-2）</p> <table border="1" data-bbox="210 1299 1344 1860"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管区海上保安本部・海上保安部署</td> <td> <u>(1) 船舶の海難、海上における人身事故（行方不明者を含む。）等が発生した場合は、所属巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。</u> <u>(2) 必要に応じ、特殊救難隊等の派遣を要請する。</u> <u>(3) 負傷者の搬送・救護に当たっては、県、市町、日赤山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。</u> <u>(4) 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、海上保安庁長官、各管区海上保安本部長を通じて派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。</u> <u>(5) 海上における救難・救出活動等の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	県	1 情報収集体制 (1) 被害状況の把握 ア 土木(建築)事務所等出先機関による情報収集 イ 市町からの被害報告等 ウ 市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。 エ 警察、海上保安部その他の防災関係機関との情報交換	機 関 名	活 動 内 容	管区海上保安本部・海上保安部署	<u>(1) 船舶の海難、海上における人身事故（行方不明者を含む。）等が発生した場合は、所属巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。</u> <u>(2) 必要に応じ、特殊救難隊等の派遣を要請する。</u> <u>(3) 負傷者の搬送・救護に当たっては、県、市町、日赤山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。</u> <u>(4) 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、海上保安庁長官、各管区海上保安本部長を通じて派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。</u> <u>(5) 海上における救難・救出活動等の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。</u>	<p>第2節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>第1項 情報収集・伝達連絡系統</p> <p>2 防災関係機関等の措置（3-2-30）</p> <table border="1" data-bbox="1463 260 2573 661"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> 1 情報収集体制 (1) 被害状況の把握 ア 土木(建築)事務所等出先機関による情報収集 イ 市町からの被害報告等 ウ 市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。 エ 警察、海上保安部その他の防災関係機関との<u>映像等を含めた</u>情報交換 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 事前措置及び応急公用負担計画</p> <p>第2節 応急公用負担計画</p> <p>第2項 警察官、海上保安官の権限（災対法第64条7項、65条2項、63条2項）（3-3-4）</p> <p>市町若しくはその委任を受けた市町の吏員が現場にいないとき、又は<u>これらの者から要求</u>があつたときは、市町長の公用負担の職権を行う。</p> <p>なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。</p> <p>第6項 水防管理者、水防団長、消防機関の長の権限（水防法第24条、28条、45条）</p> <p>1 物的公用負担（水防法第28条）</p> <p>(3) 車両、その他の運搬<u>用機器若しくは排水用機器</u>の使用</p> <p>第4章 救助・救急、医療等活動計画</p> <p>第1節 救助・救急計画</p> <p>第1項 救助・救急の実施</p> <p>1 実施機関（3-4-2）</p> <table border="1" data-bbox="1478 1299 2611 1860"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管区海上保安本部・海上保安部署</td> <td> <u>(1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。</u> <u>(2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。</u> <u>(3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。</u> <u>(4) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする</u> <u>(5) 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。</u> <u>(6) 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	県	1 情報収集体制 (1) 被害状況の把握 ア 土木(建築)事務所等出先機関による情報収集 イ 市町からの被害報告等 ウ 市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。 エ 警察、海上保安部その他の防災関係機関との <u>映像等を含めた</u> 情報交換	機 関 名	活 動 内 容	管区海上保安本部・海上保安部署	<u>(1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。</u> <u>(2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。</u> <u>(3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。</u> <u>(4) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする</u> <u>(5) 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。</u> <u>(6) 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。</u>	<p>システムの導入</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>海上保安庁防災業務計画との整合</p>
区 分	内 容																	
県	1 情報収集体制 (1) 被害状況の把握 ア 土木(建築)事務所等出先機関による情報収集 イ 市町からの被害報告等 ウ 市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。 エ 警察、海上保安部その他の防災関係機関との情報交換																	
機 関 名	活 動 内 容																	
管区海上保安本部・海上保安部署	<u>(1) 船舶の海難、海上における人身事故（行方不明者を含む。）等が発生した場合は、所属巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。</u> <u>(2) 必要に応じ、特殊救難隊等の派遣を要請する。</u> <u>(3) 負傷者の搬送・救護に当たっては、県、市町、日赤山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。</u> <u>(4) 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、海上保安庁長官、各管区海上保安本部長を通じて派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。</u> <u>(5) 海上における救難・救出活動等の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。</u>																	
区 分	内 容																	
県	1 情報収集体制 (1) 被害状況の把握 ア 土木(建築)事務所等出先機関による情報収集 イ 市町からの被害報告等 ウ 市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。 エ 警察、海上保安部その他の防災関係機関との <u>映像等を含めた</u> 情報交換																	
機 関 名	活 動 内 容																	
管区海上保安本部・海上保安部署	<u>(1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。</u> <u>(2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。</u> <u>(3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。</u> <u>(4) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする</u> <u>(5) 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。</u> <u>(6) 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。</u>																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の管理・運営（3-5-6）</p> <p>(6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、<u>男女のニーズの違い等多様な主体の視点</u>等に配慮する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(7) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(8) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</p> <p>第3節 活動内容</p> <p>2 救急活動（3-6-2）</p> <p>傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への<u>転送</u>搬送</p> <p>第4節 応援要請</p> <p>2 要請方法（3-6-3）</p> <p>(現行図の表示は省略)</p>	<p>第5章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の管理・運営（3-5-6）</p> <p>(6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保等に配慮する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(7) <u>避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。</u></p> <p><u>特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等えお昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(8) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(9) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</p> <p>第3節 活動内容</p> <p>2 救急活動（3-6-2）</p> <p>傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への<u>転院</u>搬送</p> <p>第4節 応援要請</p> <p>2 要請方法（3-6-3）</p>	<p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p> <p>運航責任者変更</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第7章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(3) 要請の基準 (3-7-10)</p> <p>イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。</p> <p>(7) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められるさし迫った必要性 <u>(緊急性)</u> があること。</p> <p>(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。</p> <p>(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。</p> <p>第2項 災害派遣要請の手続</p> <p>4 自衛隊との連絡</p> <p>(2) 県との連絡 (3-7-12)</p> <p>ア 陸上自衛隊第17普通科連隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡員を <u>派遣するもの</u> とする。</p> <p>第8章 緊急輸送計画</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第2項 調 達</p> <p>【管区海上保安本部・海上保安部署】 (3-8-6)</p> <p>1 県又は市町から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合、<u>所属船艇及び派遣船艇、航空機等により緊急輸送活動を実施する。</u></p> <p>2 飲料水、食料等の救援物資の <u>輸送について</u>、その輸送の緊急度及び災害応急対策の実施状況を考慮して、その要請に応じるものとする。</p> <p>【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】 (3-8-6)</p> <p>災害発生時に、県又は市町等から輸送力確保に係る協力要請があった場合、これの確保に協力する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 日本通運株式会社</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町、その他の防災関係機関から輸送の協力要請があった場合は、この計画の体制による。</p> <p>ア 組織</p> <p>県内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、<u>下関統括支店</u>に総括本部を、県内各支店（下関、<u>徳山</u>、防府、<u>宇部</u>）に防災本部を設ける。</p> <p>イ 防災本部間の関連</p> <p><u>下関統括支店</u>総括本部は、各支店防災本部の総合的調整を行う。</p> <p>ウ 災害時における県、市町、防災関係機関への協力体制</p> <p>(7) 県からの輸送協力要請にあつては、<u>下関統括支店</u>が受理する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>エ 各支店防災本部の連携措置</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 関係支店防災本部………<u>下関統括支店</u>総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。</p> <p>(ウ) <u>下関統括支店</u>総括本部……支店防災本部・<u>下関統括支店</u>総括本部を中心として総合対策を樹立する。</p>	<p>第7章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(3) 要請の基準 (3-7-10)</p> <p>イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。</p> <p>(7) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められるさし迫った必要性があること。<u>(緊急性)</u></p> <p>(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。<u>(公共性)</u></p> <p>(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。<u>(非代替性)</u></p> <p>第2項 災害派遣要請の手続</p> <p>4 自衛隊との連絡</p> <p>(2) 県との連絡 (3-7-12)</p> <p>ア 陸上自衛隊第17普通科連隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡員を <u>派遣する等情報収集をするもの</u> とする。</p> <p>第8章 緊急輸送計画</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第2項 調 達</p> <p>【管区海上保安本部・海上保安部署】 (3-8-6)</p> <p>1 県又は市町から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合は、<u>は、速やかにその要請に応じる。</u></p> <p>2 飲料水、食料等の救援物資の <u>輸送については</u>、その輸送の緊急度及び災害応急対策の実施状況を考慮して、その要請に応じるものとする。</p> <p>【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】 (3-8-6)</p> <p>災害発生時に、県又は市町等から輸送力確保に係る協力要請があった場合、これの確保に協力する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 日本通運株式会社</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県及び市町、その他の防災関係機関から輸送の協力要請があった場合は、この計画の体制による。</p> <p>ア 組織</p> <p>県内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、<u>下関特定支店</u>に総括本部を、県内各支店（下関、防府）に防災本部を設ける。</p> <p>イ 防災本部間の関連</p> <p><u>下関特定支店</u>総括本部は、各支店防災本部の総合的調整を行う。</p> <p>ウ 災害時における県、市町、防災関係機関への協力体制</p> <p>(7) 県からの輸送協力要請にあつては、<u>下関特定支店</u>が受理する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>エ 各支店防災本部の連携措置</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 関係支店防災本部………<u>下関特定支店</u>総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。</p> <p>(ウ) <u>下関特定支店</u>総括本部……支店防災本部・<u>下関特定支店</u>総括本部を中心として総合対策を樹立する。</p>	<p>要件の明確化</p> <p>表現の適正化</p> <p>海上保安庁防災業務計画との整合</p> <p>支店組織改正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5節 交通規制</p> <p>第2項 海上交通規制 (3-8-11)</p> <p>【管区海上保安本部・海上保安部署(港長)・港湾管理者】</p> <p>海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、情報の収集、航行規制等について必要な事項を定める。</p> <p><u>1 被害状況の把握</u></p> <p><u>管区海上保安本部・海上保安部署は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇、航空機を活用し、次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集する。なお、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報の収集を行う。</u></p> <p>(1) 被災状況</p> <p>ア 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況</p> <p>イ 水路、航路標識の異常の有無</p> <p>ウ 石油コンビナートの被災状況</p> <p>(2) 港内の状況</p> <p>ア 在泊船舶の状況</p> <p>イ 船舶交通の輻輳状況</p> <p>(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況</p> <p>(4) 港湾等における避難者の状況</p> <p>(5) 関係機関等の対応状況</p> <p><u>(6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障を来さない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。</u></p> <p><u>(7) その他発災後の応急対策を実施するうえで必要な事項</u></p> <p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1項 食料の供給体制</p> <p>1 主食の供給 (3-10-2)</p> <p>(1) 応急用米穀の供給</p> <p>災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省<u>政策統括官</u>が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。</p> <p>ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置</p> <p>救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市町に引渡し、市町長が供給の実施に当たるものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省<u>政策統括官</u>に必要な量の災害救助用米穀の供給を要請する。</p> <p>(ウ) 農林水産省<u>政策統括官</u>は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者(原則として被災市町長とする。)に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 市町長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省<u>政策統括官</u>に直接その引渡しを要請することができる。</p>	<p>第5節 交通規制</p> <p>第2項 海上交通規制 (3-8-11)</p> <p>【管区海上保安本部・海上保安部署(港長)・港湾管理者】</p> <p>海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、情報の収集、航行規制等について必要な事項を定める。</p> <p><u>1 情報の収集及び情報連絡</u></p> <p><u>管区海上保安本部・海上保安部署は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施に必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとし、特に地震災害等にあつては、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。</u></p> <p>(1) 海上及び沿岸部における被害状況</p> <p>ア 被災地周辺海域における船舶交通の状況</p> <p>イ 被災地周辺海域における漂流物等の状況</p> <p>ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況</p> <p>エ 石油コンビナートの被害状況</p> <p>オ 流出油等の状況</p> <p>カ 水路、航路標識の異常の有無</p> <p>キ 港湾等における避難者の状況</p> <p>(2) 陸上における被害状況</p> <p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1項 食料の供給体制</p> <p>1 主食の供給 (3-10-2)</p> <p>(1) 応急用米穀の供給</p> <p>災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省<u>農産局長</u>が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。</p> <p>ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置</p> <p>救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市町に引渡し、市町長が供給の実施に当たるものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省<u>農産局長</u>に必要な量の災害救助用米穀の供給を要請する。</p> <p>(ウ) 農林水産省<u>農産局長</u>は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者(原則として被災市町長とする。)に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 市町長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省<u>農産局長</u>に直接その引渡しを要請することができる。</p>	<p>海上保安庁防災業務計画との整合</p> <p>組織改正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p data-bbox="201 153 1041 180"><災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図> (3-10-3)</p> <div data-bbox="691 241 1207 422"> </div> <p data-bbox="127 472 537 499">第11章 保健衛生・動物愛護管理計画</p> <p data-bbox="151 510 403 537">第2節 遺体の処理計画</p> <p data-bbox="172 548 382 575">第1項 遺体の捜索</p> <p data-bbox="195 590 525 617">1 実施機関 (3-11-5)</p> <p data-bbox="219 632 314 659">(1) 市町</p> <p data-bbox="243 674 1344 741">遺体の捜索は、市町長において賃金職員等を雇い上げ、<u>日赤奉仕団の協力も得ながら</u>捜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。</p> <p data-bbox="219 751 388 779">(2)、(3) (略)</p> <p data-bbox="219 793 605 821">(4) 管区海上保安本部・海上保安部署</p> <p data-bbox="243 835 1130 863">ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。</p> <p data-bbox="243 877 997 905">イ 行方不明者については、<u>巡視船艇又は航空機</u>を活用して捜索に当たる。</p> <p data-bbox="243 919 774 947">ウ 必要に応じて本部に応援を求め、捜索に当たる。</p> <p data-bbox="243 961 614 989">エ 市町が行う<u>遺体</u>捜索に協力する。</p> <p data-bbox="151 1073 635 1100">第4節 動物愛護管理計画 (3-11-19)</p> <p data-bbox="175 1115 1323 1182"><u>災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要がある。</u></p> <p data-bbox="172 1312 492 1339">第1項 特定動物の逸走防止等</p> <p data-bbox="195 1354 525 1381">2 実施方法 (3-11-19)</p> <p data-bbox="195 1396 1344 1463">飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護<u>並びに</u>特定動物の逸走を防止する措置を行う。</p>	<p data-bbox="1469 153 2309 180"><災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図> (3-10-3)</p> <div data-bbox="1952 241 2469 422"> </div> <p data-bbox="1397 472 1807 499">第11章 保健衛生・動物愛護管理計画</p> <p data-bbox="1421 510 1673 537">第2節 遺体の処理計画</p> <p data-bbox="1442 548 1653 575">第1項 遺体の捜索</p> <p data-bbox="1466 590 1795 617">1 実施機関 (3-11-5)</p> <p data-bbox="1489 632 1584 659">(1) 市町</p> <p data-bbox="1513 674 2614 741">遺体の捜索は、市町長において賃金職員等を雇い上げ、<u>日赤奉仕団の協力も得ながら</u>捜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。</p> <p data-bbox="1489 751 1659 779">(2)、(3) (略)</p> <p data-bbox="1489 793 1875 821">(4) 管区海上保安本部・海上保安部署</p> <p data-bbox="1513 835 2401 863">ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。</p> <p data-bbox="1513 877 2374 905">イ 行方不明者については、<u>巡視船艇、航空機及び潜水土等</u>を活用して捜索に当たる。</p> <p data-bbox="1513 919 2044 947">ウ 必要に応じて本部に応援を求め、捜索に当たる。</p> <p data-bbox="1513 961 1955 989">エ 市町が行う<u>行方不明者</u>捜索に協力する。</p> <p data-bbox="1421 1073 1905 1100">第4節 動物愛護管理計画 (3-11-19)</p> <p data-bbox="1415 1115 2623 1262"><u>災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物(飼い主不明や負傷した動物)の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、市町、関係機関等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。</u></p> <p data-bbox="1442 1312 1762 1339">第1項 特定動物の逸走防止等</p> <p data-bbox="1466 1354 1795 1381">2 実施方法 (3-11-19)</p> <p data-bbox="1466 1396 2614 1463">飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護<u>及び</u>特定動物の逸走を防止する措置を行う。</p>	<p data-bbox="2653 310 2748 338">組織改正</p> <p data-bbox="2653 674 2896 741">日本赤十字社救護規則との整合</p> <p data-bbox="2653 877 2807 905">潜水土等の追加</p> <p data-bbox="2653 961 2778 989">表現の適正化</p> <p data-bbox="2653 1115 2896 1182">県と山口県獣医師会の役割の見直しに伴う修正</p> <p data-bbox="2653 1396 2896 1463">県と山口県獣医師会の役割の見直しに伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2項 被災動物の救護（3-11-19） <u>災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。</u> <u>このため、市町、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。</u></p> <p>1 実施機関等 原則、飼い主とするが困難な場合は、県及び市町が関係機関等と連携して実施する。</p> <p>2 飼い主の責務 <u>飼い主は逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うように努める。</u> <u>また、避難する際は、動物の同行と適正な管理に努める。</u></p> <p>3 被災動物の救護体制 <u>(1) 被災地域における愛玩動物の保護・収容</u> <u>(公社) 山口県獣医師会は、飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、収容、治療等を行うため、動物救護本部を設置する。</u> <u>県及び市町は(公社) 山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。</u> <u>県は飼い主不明や負傷した愛玩動物について、市町、関係団体等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容する。</u> <u>(2) 愛玩動物の飼養場所の設置</u> <u>市町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。</u> <u>(3) 避難所における指導</u> <u>県は、避難所を設置する市町と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</u> <u>(4) 他自治体への応援要請</u> <u>県は、県単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。</u></p>	<p>第2項 被災動物の救護（3-11-19） <u>(削除)</u></p> <p>1 実施機関等 原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、県及び市町が関係機関等と連携して実施する。</p> <p>2 飼い主の責務 <u>(1) 平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。</u> <u>(2) 避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。</u></p> <p>3 被災動物の救護体制 <u>(1) 県</u> ア 災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。 イ <u>被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市町、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター（環境保健所）又は動物愛護センターの収容施設に収容する</u> ウ <u>健康福祉センター（環境保健所）は、避難所を設置する市町に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</u> エ <u>被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、(公社) 山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。</u> オ <u>県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。</u> <u>(2) 市町</u> <u>飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。</u></p>	<p>県と山口県獣医師会の役割の見直しに伴う修正</p>
<p>第12章 応急住宅計画 第1節 応急仮設住宅の供与（3-12-4） 第4項 賃貸型応急住宅 民間賃貸住宅の確保に関して、<u>(一社) 山口県地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協会山口県本部、(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財) 日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。</u></p> <p>第2節 被災住宅の応急修理 第3項 応急修理の方法、基準（3-12-4） 1 応急修理の方法等 (1) 市町長が、建設業者に請負わせるか又は市町直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社) 山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社) 山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。 <u>(2) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）に限るものとする。</u> <u>(3) 他の者が行う応急修理は排除しない。</u> ア 家主が借家を修繕する場合 イ 親類縁者の相互扶助による場合 ウ 会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合</p>	<p>第12章 応急住宅計画 第1節 応急仮設住宅の供与（3-12-4） 第4項 賃貸型応急住宅 民間賃貸住宅の確保に関して、<u>(公社) 山口県地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協会山口県本部、(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財) 日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。</u></p> <p>第2節 被災住宅の応急修理 第3項 応急修理の方法、基準（3-12-4） 1 応急修理の方法等 (1) 市町長が、建設業者に請負わせるか又は市町直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社) 山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社) 山口県電業協会、<u>山口県瓦工事業協同組合及び山口県葺工業連合会</u>との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。 <u>(2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社) JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社) 日本葺工業連合会及び(一社) 災害復旧職人派遣協会に依頼を依頼する。</u> <u>(3) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び屋根の応急対応に限るものとする。</u> <u>(4) 他の者が行う応急修理は排除しない。</u> ア 家主が借家を修繕する場合 イ 親類縁者の相互扶助による場合 ウ 会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合</p>	<p>名称の変更</p> <p>協定の締結</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第13章 水防計画</p> <p>第2節 水防実施機関の業務及び責任</p> <p>第3項 市町 - 水防管理団体（法第3条）（3-13-4）</p> <p><u>3 洪水浸水想定区域の指定があった市町</u></p> <p><u>洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県知事が指定した洪水浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるとともに、洪水浸水想定区域内に地下街等又は高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設若しくは大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合については、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p><u>また、住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域を含む市町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の津波災害警戒区域を含む市町にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。（法第15条）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>◇参照 洪水浸水想定区域一覧表 付表28</u></p>	<p>第13章 水防計画</p> <p>第2節 水防実施機関の業務及び責任</p> <p>第3項 市町 - 水防管理団体（法第3条）（3-13-4）</p> <p><u>3 浸水想定区域の指定があった市町（法第15条）</u></p> <p><u>(1) 浸水想定区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。</u></p> <p><u>① 洪水予報等の伝達方法</u></p> <p><u>② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>④ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>⑤ ④において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法</u></p> <p><u>⑥ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p> <p><u>(2) 上記(1)に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>◇参照 洪水浸水想定区域一覧表 付表28</u></p> <p style="text-align: right;"><u>◇参照 高潮浸水想定区域一覧表 付表29</u></p>	<p>災害応急体制の見直し</p>
<p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務</p> <p>第1項 配備体制の種類（3-13-4）</p> <p>水防に関する職員の配備体制は、第3編第1章「応急活動計画」に定めるところによる。具体的には、第1警戒体制（情報班体制及び警戒配備体制）、第2警戒体制、第1非常体制、第2非常体制及び緊急非常体制とする。</p> <p>第3項 第1警戒体制（警戒配備体制）</p> <p>1 体制の時期（3-13-4）</p> <p>ア 県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表され、情報班が本体体制の設置を指示したとき。</p> <p>イ 県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表され、土木建築事務所及びダム管理事務所の長が必要と判断したとき。</p> <p><u>ウ 県内に高潮注意報、津波注意報の一つ以上が発表されたとき。</u></p> <p><u>エ その他状況により知事が命じたとき。</u></p>	<p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務</p> <p>第1項 配備体制（3-13-4）</p> <p>水防に関する職員の配備体制は、第3編第1章「応急活動計画」に定めるところによる。具体的には、第1警戒体制（情報班体制及び警戒配備体制）、第2警戒体制、<u>警戒体制、特別警戒体制</u>、第1非常体制、第2非常体制及び緊急非常体制とする。</p> <p><u>ただし、台風の接近等に伴う高潮注意報発表時に水防関係各課が必要と判断した場合は、第1警戒体制（警戒配備体制）に準じて配備を命じることとする。</u></p> <p>第3項 第1警戒体制（警戒配備体制）</p> <p>1 体制の時期（3-13-4）</p> <p>ア 県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表され、情報班が本体体制の設置を指示したとき。</p> <p>イ 県内に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表され、土木建築事務所及びダム管理事務所の長が必要と判断したとき。</p> <p><u>ウ その他状況により知事が命じたとき。</u></p>	<p>災害応急体制の見直し</p> <p>災害応急体制の見直し</p>

現 行					修 正 案					備 考
2 配備課所と業務内容(3-13-5) 第1警戒体制(警戒配備体制)における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。					2 配備課所と業務内容(3-13-5) (1) 第1警戒体制(警戒配備体制)における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。					災害応急体制の見直し
配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	高 潮 注 意 報	津 波 注 意 報	業 務 内 容	配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	業 務 内 容	
河 川 課	○	○	○	○	土木建築事務所、ダム管理事務所及び港湾管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。	河 川 課	○	○	土木建築事務所及びダム管理事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。	
砂 防 課	○	○	○	○		砂 防 課	○	○		
道 路 整 備 課	○	○	○	○		道 路 整 備 課	○	○		
港 湾 課			○	○	農林水産事務所、下関農林事務所及び下関水産振興局の警戒配備体制への移行を確認するとともに、水位、雨量、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。	土 木 建 築 事 務 所	○	○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報(所管のダムの状況を含む)の収集、報告にあたる。 水防管理団体との連絡を確保する。 水防警報の発表基準に達した場合は、水防警報を発表する。	
農 林 水 産 政 策 課			※	○		農 林 水 産 事 務 所	○	○		
農 村 整 備 課			※	○		土 木 建 築 事 務 所	○	○		
漁 港 漁 場 整 備 課			※	○	土 木 建 築 事 務 所	○	○	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報(所管のダムの状況を含む)の収集、報告にあたる。 水防管理団体との連絡を確保する。 水防警報の発表基準に達した場合は、水防警報を発表する。		
土 木 建 築 事 務 所	○	○	○	○	ダ ム 管 理 事 務 所	○	○			
ダ ム 管 理 事 務 所	○	○			ダ ム 管 理 事 務 所	○	○			
港 湾 管 理 事 務 所			○	○	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。	(2) 台風の接近等に伴う高潮注意報発表時に水防関係各課が必要と判断した場合における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。				
山 口 宇 部 空 港 事 務 所			※	※		配 備 課 所	業 務 内 容			
農 林 水 産 事 務 所 下 関 農 林 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局			※	○		河 川 課	土木建築事務所、港湾管理事務所及び山口宇部空港事務所の警戒配備体制への移行を確認するとともに、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。			
※主管部長が必要に応じ配備を命ずる。					土 木 建 築 事 務 所	警戒配備体制に着いた旨、河川課の配備職員へ通報するとともに、水防情報の収集、報告にあたる。 水防管理団体との連絡を確保する。 水防警報を発表する。				
					港 湾 管 理 事 務 所	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。 水防警報を発表する。				
					山 口 宇 部 空 港 事 務 所	警戒配備体制に着いた旨、港湾課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。				
					農 林 水 産 政 策 課 農 村 整 備 課 漁 港 漁 場 整 備 課	農林水産事務所、下関農林事務所及び下関水産振興局の警戒配備体制への移行を確認するとともに、潮位等水防に関する情報を収集し、必要に応じ関係機関に連絡通報する。				
					農 林 水 産 事 務 所 下 関 農 林 事 務 所 下 関 水 産 振 興 局	警戒配備態勢についての胸、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況など、水防情報の収集、報告にあたる。				

現 行

第4項 第2警戒体制以上の体制

1 体制の時期（3-13-5）

それぞれの体制の時期は、次のとおりである。

配備体制	体制の時期の基準
第2警戒体制	①県内に大雨、洪水、 高潮 、津波 警報 の一つ以上が発表されたとき。 ②その他状況により知事が命じたとき。
第1非常体制	① 大雨、洪水、高潮、津波警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ② 県内に、気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。 ③ 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。
第2非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時。
緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時で、県の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。

第4節 気象状況等の連絡系統

第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先（3-13-9）

各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		大雨注意報	洪水注意報	高潮注意報	大雨警報	洪水警報	高潮警報	大雨特別警報	高潮特別警報	津波注意報	津波警報	大津波警報
山口県 (県庁)	防災危機管理課 (消防保安課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監理課				○	○	○	○	○	○	○	○
	技術管理課				○	○	○	○	○	○	○	○
	道路整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路建設課				○	○	○	○	○			○
	都市計画課				○	○	○	○	○			○
	砂防課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港湾課				○	○	○	○	○	○	○	○
	住宅課				○	○	○	○	○			○
	農林水産政策課			※	○	○	○	○	○	○	○	○
	農村整備課			※	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県 (出先機関)	漁港漁場整備課			※	※	○	○	○	○	○	○	○
	土木建築事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港湾管理事務所			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山口宇部空港事務所			※	※	○	※	○	※	○	○	○
	農林水産事務所 下関農林事務所			※	○	○	※	○	○	○	○	○
水防管理団体(市町)	農林水産事務所 下関水産振興局			※	※	○	○	○	○	○	○	○
	ため池管理者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

修 正 案

第4項 第2警戒体制以上の体制

1 体制の時期（3-13-5）

それぞれの体制の時期は、次のとおりである。

配備体制	体制の時期の基準
第2警戒体制	①県内に大雨、洪水、高潮 警報 、津波 注意報 の一つ以上が発表されたとき。 ②その他状況により知事が命じたとき。
特別警戒体制	① 土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。 ② 本県への台風の接近又は上陸が予想される時。 ③ 県内に津波警報が発表されたとき。 ④ その他状況により知事が命じたとき。
第2非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時。
緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時で、県の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。

第4節 気象状況等の連絡系統

第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先（3-13-9）

各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		大雨注意報	洪水注意報	大雨警報	洪水警報	高潮警報	大雨特別警報	高潮特別警報	津波注意報	津波警報	大津波警報
山口県 (県庁)	防災危機管理課 (消防保安課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監理課				○	○	○	○	○	○	○
	技術管理課				○	○	○	○	○	○	○
	道路整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路建設課				○	○	○	○			○
	都市計画課				○	○	○	○			○
	砂防課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港湾課				○	○	○	○	○	○	○
	住宅課				○	○	○	○			○
	農林水産政策課				○	○	○	○	○	○	○
	農村整備課				○	○	○	○	○	○	○
山口県 (出先機関)	漁港漁場整備課			※	※	○	○	○	○	○	○
	土木建築事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港湾管理事務所			○	○	○	○	○	○	○	○
	山口宇部空港事務所			※	※	○	※	○	※	○	○
	農林水産事務所 下関農林事務所				○	○	※	○	○	○	○
水防管理団体(市町)	農林水産事務所 下関水産振興局				※	※	○	○	○	○	○
	ため池管理者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

備 考

災害応急体制の見直し

災害応急体制の見直し

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>第5節 水位、雨量等の連絡系統</p> <p>第2項 潮位の情報収集及び連絡（3-13-10）</p> <p>1 潮位の観測及び通報</p> <p>高潮警報・<u>注意報</u>が発表された場合にあつては、土木建築事務所及び港湾管理事務所は、高潮防災情報システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。</p> <p>港湾課は、潮位の状況を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関へ連絡する。</p> <p>第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第3項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）（3-13-15）</p> <p>3 都道府県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）</p> <p>(1) 水位周知河川</p> <p>知事が水防警報を発する指定河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（水位周知河川）とする。</p> <p>◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川及び洪水予報河川区域 付表5</p> <p>第8節 水防警報</p> <p>水防警報（法第2条、第16条）</p> <p>2 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）（3-13-16）</p> <p>知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。</p> <p>知事が発する水防警報は、土木建築事務所長（岩国港湾管理事務所、周南港湾管理事務所及び宇部港湾管理事務所が管理する海岸が含まれる場合については、土木建築事務所長と港湾管理事務所長が協議の上連名で）が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を河川課に報告するものとする。</p> <p>◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川及び洪水予報河川区域 付表5</p> <p>水防警報用紙（県） 付表6-1</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 水防警報の種類、内容及び発表時期（知事が発する水防警報）（3-13-17）</p> <p>海岸については、次の水防警報を発する。</p> <table border="1" data-bbox="189 1325 1305 1755"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> <th>発 令 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。</td> <td>気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報・<u>注意報</u>が発表された直後又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。</td> <td>高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の終了を通知するもの。</td> <td>気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内 容	発 令 時 期	準備	① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報・ <u>注意報</u> が発表された直後又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。	出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。	解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。	<p>第5節 水位、雨量等の連絡系統</p> <p>第2項 潮位の情報収集及び連絡（3-13-10）</p> <p>1 潮位の観測及び通報</p> <p>高潮警報の発表に伴い<u>配備した場合</u>、又は台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により<u>配備した場合</u>にあつては、土木建築事務所及び港湾管理事務所は、高潮防災情報システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。</p> <p>港湾課は、潮位の状況を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関へ連絡する。</p> <p>第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第3項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）（3-13-15）</p> <p>3 都道府県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）</p> <p>(1) 水位周知河川</p> <p>知事が水防警報を発する指定河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（水位周知河川）とする。</p> <p>◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・<u>海岸</u>及び洪水予報河川区域 付表5</p> <p>第8節 水防警報</p> <p>水防警報（法第2条、第16条）</p> <p>2 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）（3-13-16）</p> <p>知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。</p> <p>知事が発する水防警報は、土木建築事務所長（岩国港湾管理事務所、周南港湾管理事務所及び宇部港湾管理事務所が管理する海岸が含まれる場合については、土木建築事務所長と港湾管理事務所長が協議の上連名で）が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を河川課に報告するものとする。</p> <p>◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・<u>海岸</u>及び洪水予報河川区域 付表5</p> <p>水防警報用紙（県） 付表6-1</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 水防警報の種類、内容及び発表時期（知事が発する水防警報）（3-13-17）</p> <p>海岸については、次の水防警報を発する。</p> <table border="1" data-bbox="1454 1325 2570 1782"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内 容</th> <th>発 令 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。</td> <td>気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報の発表に伴い<u>配備した直後</u>、<u>台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した直後</u>、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。</td> <td>高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の終了を通知するもの。</td> <td>気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内 容	発 令 時 期	準備	① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報の発表に伴い <u>配備した直後</u> 、 <u>台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した直後</u> 、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。	出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。	解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。	<p>災害応急体制の見直し</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>災害応急体制の見直し</p>
種類	内 容	発 令 時 期																								
準備	① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報・ <u>注意報</u> が発表された直後又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。																								
出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。																								
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。																								
種類	内 容	発 令 時 期																								
準備	① 陸閘の操作。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報の発表に伴い <u>配備した直後</u> 、 <u>台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した直後</u> 、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。																								
出動	① 水防要員の警戒配置。 ② 防潮水門・排水ポンプ場の運転準備及び運転開始。 ③ 危険箇所への応急措置。 ④ 住民の避難誘導。 ⑤ 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発表する。																								
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。																								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第14章 災害警備計画</p> <p>第1節 警備体制（災害警備実施計画）</p> <p>第2項 警備対策（災害警備実施計画）（3-14-2）</p> <p>1 情報の収集等</p> <p>(2) 災害情報の交換</p> <p>防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。</p> <p>第2節 海上警備対策（3-14-4）</p> <p>第1項 治安の維持</p> <p>管区海上保安本部・海上保安部署は、海上における治安を維持するため、<u>情報収集</u>に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p><u>1 巡視船艇及び航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行うものとする。</u></p> <p><u>2 巡視船艇及び航空機により、警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒を行うものとする。</u></p> <p>第2項 海上交通安全の確保</p> <p>管区海上保安本部・海上保安部署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 水路の水深に異状を<u>生じた</u>とおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>6、7（略）</p> <p>第3項 通信の確保</p> <p>管区海上保安本部・海上保安部署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、<u>次に掲げる措置を講じるものとする。</u></p> <p>1 情報通信施設の保守に<u>努め</u>、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に<u>努める</u>。</p> <p>2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した<u>巡視船艇を、必要に応じて、被災地前面海域等に配備し、通信の代行を行わせる。</u></p> <p><u>3 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。また、関係機関から災害に関する重要な通報の伝達について要請があったときは、速やかにその要請に応じる。</u></p> <p><u>4 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。</u></p> <p>第15章 要配慮者支援計画</p> <p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第1項 避難誘導（3-15-2）</p> <p>4 避難行動要支援者名簿の活用</p> <p>市町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。</p>	<p>第14章 災害警備計画</p> <p>第1節 警備体制（災害警備実施計画）</p> <p>第2項 警備対策（災害警備実施計画）（3-14-2）</p> <p>1 情報の収集等</p> <p>(2) 災害情報の交換</p> <p>防災関係機関等と連携し、相互に<u>映像等を含めた</u>災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。</p> <p>第2節 海上警備対策（3-14-4）</p> <p>第1項 治安の維持</p> <p>管区海上保安本部・海上保安部署は、海上における治安を維持するため、<u>情報の収集</u>に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p><u>1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。</u></p> <p><u>2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。</u></p> <p>第2項 海上交通安全の確保</p> <p>管区海上保安本部・海上保安部署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 水路の水深に異状を<u>生じた</u>とおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>6、7（略）</p> <p>第3項 通信の確保</p> <p>管区海上保安本部・海上保安部署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、<u>必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。</u></p> <p>1 情報通信施設の保守を<u>行い</u>、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を<u>行う</u>。</p> <p>2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した<u>船艇を配備する。</u></p> <p><u>3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。</u></p> <p><u>4 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。</u></p> <p><u>5 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。</u></p> <p><u>6 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。</u></p> <p>第15章 要配慮者支援計画</p> <p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第1項 避難誘導（3-15-2）</p> <p>4 避難行動要支援者名簿<u>等</u>の活用</p> <p>市町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>や個別避難計画</u>の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。</p>	<p>システムの導入</p> <p>海上保安庁防災業務計画との整合</p> <p>誤記修正</p> <p>海上保安庁防災業務計画との整合</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2項 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の管理</p> <p>(1) 市町 (3-15-2)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。</p> <p><u>介護支援専門員</u>などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。</p> <p>ウ 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。</p> <p>また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や<u>女性</u>の視点等に配慮するものとする。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>第17章 応急教育計画</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第2項 児童生徒等の安全対策</p> <p>2 応急対策 (3-17-4)</p> <p>(1) 事前対応</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 気象情報の収集</p> <p>学校は、県・市町教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。</p> <p>また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前6時までまでに決定し、連絡することとする。</p> <p>なお、学校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（県立大学及び私立学校にあっては学事文書課）にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁<u>教育政策課</u>に休校の状況を報告することとする。</p> <p>(イ) 公立幼・小・中・高等学校・総合支援学校</p> 	<p>第2項 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の管理</p> <p>(1) 市町 (3-15-2)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。</p> <p><u>介護職員</u>などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。</p> <p>ウ 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。</p> <p>また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や<u>多様な主体</u>の視点等に配慮するものとする。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>第17章 応急教育計画</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第2項 児童生徒等の安全対策</p> <p>2 応急対策 (3-17-4)</p> <p>(1) 事前対応</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 気象情報の収集</p> <p>学校は、県・市町教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。</p> <p>また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前6時までまでに決定し、連絡することとする。</p> <p>なお、学校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（県立大学及び私立学校にあっては学事文書課）にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁<u>学校運営・施設整備室</u>に休校の状況を報告することとする。</p> <p>(イ) 公立幼・小・中・高等学校・総合支援学校</p> 	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>組織改編</p>

現 行	修 正 案	備 考																									
<p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設</p> <p>第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱</p> <p>2 災害発生時の防災体制 (3-18-2)</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、<u>総本部</u>、支社及び<u>各事業場</u>において必要な防災体制を発令する。</p> <p>防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。</p> <p>第5節 電気通信設備</p> <p>第1項 災害時の応急活動体制</p> <p>3 応急対策</p> <p>(1) 災害対策機器の配備 (3-18-13)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 応急復旧ケーブル</p> <p>応急復旧用として各種のケーブルを<u>各事業所に配備</u>している。</p> <p>第19章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策 (3-19-5)</p> <p>3 港湾・漁港施設</p> <p>(2) 県内港湾・<u>漁港</u>の状況</p> <p>第3節 鉄道施設</p> <p>第3項 応急復旧</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(4) 部外機関との連絡系統図 (3-19-12)</p> <p>[西日本旅客鉄道株式会社]</p> <table border="1" data-bbox="246 1297 718 1398"> <tr> <td>山口支社長</td> <td>常設場所電話</td> <td rowspan="2"> </td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>083-976-8733</u></td> </tr> </table> <p>第20章 雪害対策計画</p> <p>第1節 道路鉄道除雪計画</p> <p>第2項 道路除雪</p> <p>【県(道路整備課・土木建築事務所)・市町・国土交通省山口河川国道事務所】</p> <p>1 対策系統 (3-20-2)</p> <table border="1" data-bbox="204 1682 1267 1797"> <tr> <td>中国地方整備局 (道路部)</td> <td>↔</td> <td><u>県本部土木対策部</u> 土木建築部道路整備課</td> <td>↔</td> <td>陸上自衛隊 第17普通科連隊</td> </tr> </table>	山口支社長	常設場所電話			<u>083-976-8733</u>	中国地方整備局 (道路部)	↔	<u>県本部土木対策部</u> 土木建築部道路整備課	↔	陸上自衛隊 第17普通科連隊	<p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設</p> <p>第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱</p> <p>2 災害発生時の防災体制 (3-18-2)</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、<u>本社</u>、支社及び<u>各事業所</u>において必要な防災体制を発令する。</p> <p>防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。</p> <p>第5節 電気通信設備</p> <p>第1項 災害時の応急活動体制</p> <p>3 応急対策</p> <p>(1) 災害対策機器の配備 (3-18-13)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 応急復旧ケーブル</p> <p>応急復旧用として各種のケーブルを<u>配備</u>している。</p> <p>第19章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策 (3-19-5)</p> <p>3 港湾・漁港施設</p> <p>(2) 県内港湾の状況</p> <p>第3節 鉄道施設</p> <p>第3項 応急復旧</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(4) 部外機関との連絡系統図 (3-19-12)</p> <p>[西日本旅客鉄道株式会社]</p> <table border="1" data-bbox="1507 1297 1979 1398"> <tr> <td>山口支社長</td> <td>常設場所電話</td> <td rowspan="2"> </td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>083-972-7455</u></td> </tr> </table> <p>第20章 雪害対策計画</p> <p>第1節 道路鉄道除雪計画</p> <p>第2項 道路除雪</p> <p>【県(道路整備課・土木建築事務所)・市町・国土交通省山口河川国道事務所】</p> <p>1 対策系統 (3-20-2)</p> <table border="1" data-bbox="1484 1675 2546 1797"> <tr> <td>中国地方整備局 (道路部)</td> <td>↔</td> <td><u>災害対策本部</u> 土木建築部道路整備課</td> <td>↔</td> <td>陸上自衛隊 第17普通科連隊</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(防災危機管理課)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	山口支社長	常設場所電話			<u>083-972-7455</u>	中国地方整備局 (道路部)	↔	<u>災害対策本部</u> 土木建築部道路整備課	↔	陸上自衛隊 第17普通科連隊			(防災危機管理課)			<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p> <p>連絡先の変更</p> <p>表現の適正化</p>
山口支社長	常設場所電話																										
	<u>083-976-8733</u>																										
中国地方整備局 (道路部)	↔	<u>県本部土木対策部</u> 土木建築部道路整備課	↔	陸上自衛隊 第17普通科連隊																							
山口支社長	常設場所電話																										
	<u>083-972-7455</u>																										
中国地方整備局 (道路部)	↔	<u>災害対策本部</u> 土木建築部道路整備課	↔	陸上自衛隊 第17普通科連隊																							
		(防災危機管理課)																									

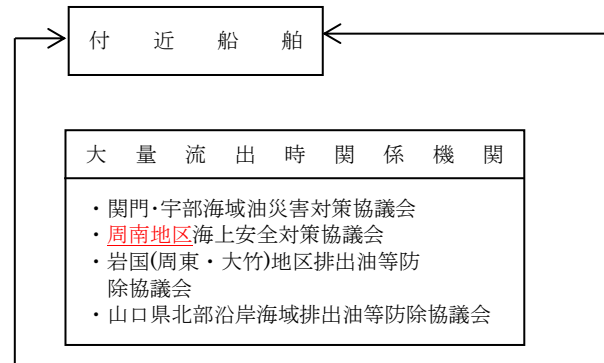
現 行

第2章 交通災害対策計画

第1節 海上災害対策計画

第1項 情報の伝達 (3-22-2)

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。なお、岩国・大竹、**周南**、関門・宇部及び北部沿岸の4地域における大量油流出事故等の連絡系統は、それぞれの地域における各地 区排出油等防除協議会で定める連絡系統による。



資料編[2(2)-9]……大量流出油災害対策協議会等事故発生時連絡系統図 (3-22-3)

- 1 関門・宇部海域排出油等防除協議会連絡系統図
- 2 周南地区海上安全対策協議会連絡系統図
- 3 岩国(周東・大竹)地区排出油等防除協議会連絡系統図
- 4 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会連絡系統図

第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

1 応急対策活動

(3-22-4)

2 管区海上保安本部・海上保安部署の措置	(1)～(6) (略) (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏えい及び排出があった場合は、必要に応じて 海上保安庁の機動防除隊 の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。 (8)～(11) (略)
----------------------	---

2 応援協力関係

(1) 国の機関相互間 (3-22-6)

協 定 事 項 等	協 定 者
海上保安庁の機関と消防機関との 業務協定締結 に関する覚書	海上保安庁長官-----消防庁長官

(5) 排出油防除協議会等 (3-22-7)

機 関 の 名 称	会 員
関門・宇部海域排出油等防除協議会 <u>周南地区海上安全対策協議会</u> 岩国(周東・大竹)地区排出油等防除協議会 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会	国、県、市町、事業所、漁協等

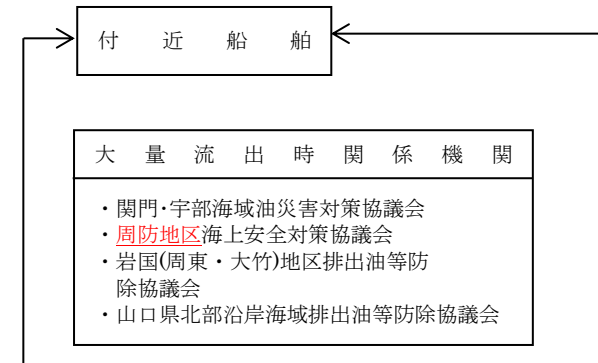
修 正 案

第2章 交通災害対策計画

第1節 海上災害対策計画

第1項 情報の伝達 (3-22-2)

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。なお、岩国・大竹、**周防**、関門・宇部及び北部沿岸の4地域における大量油流出事故等の連絡系統は、それぞれの地域における各地 区排出油等防除協議会で定める連絡系統による。



資料編[2(2)-9]……大量流出油災害対策協議会等事故発生時連絡系統図 (3-22-3)

- 1 関門・宇部海域排出油等防除協議会連絡系統図
(削除)
- 2 岩国(周東・大竹)地区排出油等防除協議会連絡系統図
- 3 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会連絡系統図

第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

1 応急対策活動

(3-22-4)

2 管区海上保安本部・海上保安部署の措置	(1)～(6) (略) (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏えい及び排出があった場合は、必要に応じて 機動防除隊 の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。 (8)～(11) (略)
----------------------	---

2 応援協力関係

(1) 国の機関相互間 (3-22-6)

協 定 事 項 等	協 定 者
海上保安庁の機関と消防機関との 業務協定の締結 に関する覚書	海上保安庁長官-----消防庁長官

(5) 排出油防除協議会等 (3-22-7)

機 関 の 名 称	会 員
関門・宇部海域排出油等防除協議会 <u>周防地区海上安全対策協議会</u> 岩国(周東・大竹)地区排出油等防除協議会 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会	国、県、市町、事業所、漁協等

備 考

R3.6 協議会名称変更

連絡系統図廃止

表現の適正化

誤記修正

R3.6 協議会名称変更

現 行	修 正 案	備 考
<p>資料編[2(2)-8]……大量流出油事故対策に係る協議会会則等 (3-22-8)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関門・宇部海域油災害対策協議会会則・活動要綱 2 <u>周南地区</u>海上安全対策協議会会則等 3 岩国(周東・大竹)地区排出油等防除協議会会則等 4 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会会則 <p>4 海上災害防止センター (3-22-8)</p> <p>(2) 海上災害防止センターの保有資機材等</p> <p>海上災害防災センターは、<u>全国33箇所</u>に排出油等防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。</p> <p>山口県内には岩国、徳山下松、宇部、関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について現地業者と契約を締結している。</p> <p>第2節 航空災害対策計画</p> <p>第2項 民間航空機災害応急対策活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関 (3-22-11) <p>航空機災害が発生した場合、航空運送事業者等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、県内で災害が発生した場合、発災地の市町(消防機関)、県、警察、管区海上保安本部・<u>海上保安部署及び医療機関</u>等は協力して被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努めることとする。</p> <p>県、市町(消防機関)、防災関係機関等が実施する活動内容については次のとおりである。</p> <p>第23章 産業災害対策計画</p> <p>第3節 農産物対策計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1項 実施機関 (3-23-10) <p>【県(農業振興課・畜産振興課・農林総合技術センター農業技術部(病虫害防除所)・農林水産事務所及び農林事務所(農業部・畜産部))・関係機関】</p> <p>農産物対策全般の実施系統は次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>農林水産省 <u>生 産 局</u></p> <p style="text-align: right;">→</p> </div> <p>第23章 産業災害対策計画</p> <p>第4節 家畜管理計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 第2項 家畜伝染病予防対策(家畜伝染病予防法)(3-23-13) <ol style="list-style-type: none"> 2 活動内容 <ol style="list-style-type: none"> (4) 消毒処<u>理</u>班 	<p>資料編[2(2)-8]……大量流出油事故対策に係る協議会会則等 (3-22-8)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関門・宇部海域油災害対策協議会会則・活動要綱 2 <u>周防地区</u>海上安全対策協議会会則等 3 岩国(周東・大竹)地区排出油等防除協議会会則等 4 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会会則 <p>4 海上災害防止センター (3-22-8)</p> <p>(2) 海上災害防止センターの保有資機材等</p> <p>海上災害防災センターは、<u>全国45箇所</u>に排出油等防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。</p> <p>山口県内には岩国、徳山下松、宇部、関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について現地業者と契約を締結している。</p> <p>第2節 航空災害対策計画</p> <p>第2項 民間航空機災害応急対策活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関 (3-22-11) <p>航空機災害が発生した場合、航空運送事業者等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、県内で災害が発生した場合、発災地の市町(消防機関)、県、警察、管区海上保安本部・<u>海上保安部署、自衛隊及び医療機関</u>等は協力して被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努めることとする。</p> <p>県、市町(消防機関)、防災関係機関等が実施する活動内容については次のとおりである。</p> <p>第23章 産業災害対策計画</p> <p>第3節 農産物対策計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1項 実施機関 (3-23-10) <p>【県(農業振興課・畜産振興課・農林総合技術センター農業技術部(病虫害防除所)・農林水産事務所及び農林事務所(農業部・畜産部))・関係機関】</p> <p>農産物対策全般の実施系統は次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>農林水産省 <u>農 産 局</u></p> <p style="text-align: right;">→</p> </div> <p>第23章 産業災害対策計画</p> <p>第4節 家畜管理計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 第2項 家畜伝染病予防対策(家畜伝染病予防法)(3-23-13) <ol style="list-style-type: none"> 2 活動内容 <ol style="list-style-type: none"> (4) 消毒処<u>置</u>班 	<p>R3.6 協議会名称変更</p> <p>値の更新</p> <p>自衛隊の明記</p> <p>組織改正</p> <p>誤記修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第24章 広域消防応援・受援に係る計画 第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画 (3-24-6) (当該計画全部改正)</p>	<p>第24章 広域消防応援・受援に係る計画 第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画 (3-24-6)</p> <p><u>第1項 総則</u></p> <p><u>1 (目的)</u> この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。)第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。</p> <p><u>2 (用語の定義)</u></p> <p>(1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。 (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。 (3) 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。</p> <p><u>3 (連絡体制)</u></p> <p>(1) 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。 (2) 連絡方法は、原則として有線電話又はFAX(これと併せて電子メールによっても可能とする。)によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。</p> <p><u>第2項 応援等の要請</u></p> <p><u>4 (応援等要請の手続き)</u> 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。</p> <p><u>5 (知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)</u></p> <p>(1) 山口県知事(以下「知事」という。)は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式1-1)。</p> <p><u>ア 災害の概況</u> <u>イ 出動が必要な区域や活動内容</u> <u>ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項</u></p> <p>(2) 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大が見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。</p> <p>(3) 知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、山口県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。</p> <p>(4) 知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。</p> <p>(5) 知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。</p> <p>(6) 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町長に対して通知するものとする。</p> <p><u>6 (応援等要請のための市町長等の連絡)</u></p> <p>(1)被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨</p>	<p>計画改訂</p>

現 行	修 正 案	備 考
	<p><u>を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。</u></p> <p><u>(2) 被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。</u></p> <p><u>(3) 被災地の市町長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。</u></p> <p><u>(4) 被災地の市町長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。</u></p> <p><u>7（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）</u></p> <p><u>(1) 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。</u></p> <p><u>なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。</u></p> <p><u>(2) 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町に対して通知するものとする。</u></p> <p><u>8（迅速出動等適用時の対応）</u></p> <p><u>(1) 被災地の市町長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。</u></p> <p><u>ア 最大震度6弱以上の地震が発生した場合</u></p> <p><u>イ 大津波警報が発表された場合</u></p> <p><u>ウ 噴火警報（居住区域）が発表された場合</u></p> <p><u>(2) 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。</u></p> <p><u>(3) 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。</u></p> <p><u>第3項 受援体制</u></p> <p><u>9（消防応援活動調整本部の設置）</u></p> <p><u>(1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。</u></p> <p><u>(2) 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、山口県庁舎2階山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。</u></p> <p><u>(3) 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。</u></p> <p><u>(4) 調整本部の副本部長は、消防保安課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。</u></p> <p><u>(5) 調整本部の本部長は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。</u></p> <p><u>ア 消防保安課の職員</u></p> <p><u>イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p><u>ウ 被災地を管轄する消防本部の職員</u></p> <p><u>エ 消防防災航空隊の職員</u></p> <p><u>(6) 山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第4号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、消防保安課長が専決するものとする。</u></p> <p><u>ア 消防庁長官又は市町長への応援の要請等（法第44条第1項及び第3項関係）</u></p> <p><u>イ 緊急消防援助隊に対する指示（法第44条の3第1項関係）</u></p> <p><u>(7) 調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。</u></p> <p><u>(8) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官 に対して速やかに連絡するものとする。</u></p> <p><u>(9) 調整本部は、山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。</u></p> <p><u>ア 被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。</u></p> <p><u>イ 被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。</u></p> <p><u>ウ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。</u></p> <p><u>エ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>オ 山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。</u></p> <p><u>カ 山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>キ 山口県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>ク その他必要な事項に関すること。</u></p> <p><u>(10) 山口県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。</u></p> <p><u>(11) 調整本部は、受援の判断及び受援体制の整理のため様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。</u></p> <p><u>(12) 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。</u></p> <p><u>(13) 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。</u></p> <p><u>(14) 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。</u></p> <p><u>(15) 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。</u></p> <p><u>(16) 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。</u></p> <p><u>10（指揮本部の設置）</u></p> <p><u>(1) 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。</u></p> <p><u>(2) 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。</u></p> <p><u>ア 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。</u></p> <p><u>イ 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。</u></p> <p><u>ウ 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。</u></p> <p><u>エ その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。</u></p> <p><u>(3) 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。</u></p> <p><u>(5) 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めものとする。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p>(6) <u>指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。</u></p> <p>11 (進出拠点)</p> <p>(1) <u>調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。</u></p> <p>ア <u>陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。</u></p> <p>イ <u>水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部と消防庁で協議する。</u></p> <p>(2) <u>調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。</u></p> <p>(3) <u>被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。</u></p> <p>(4) <u>連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に連絡するとともに、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報提供を行い、併せて活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。</u></p> <p>12 (活動拠点ヘリベース)</p> <p><u>航空隊の活動拠点ヘリベースは、別表第5のとおりとする。</u></p> <p>13 (宿営場所)</p> <p>(1) <u>調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第6のうちから宿営場所の選定について、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。</u></p> <p>(2) <u>調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。</u></p> <p>(3) <u>被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。</u></p> <p>第4項 指揮体制及び通信運用体制</p> <p>14 (指揮体制等)</p> <p>(1) <u>調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。</u></p> <p>(2) <u>指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、山口県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。</u></p> <p>(3) <u>指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。</u></p> <p>(4) <u>指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。</u></p> <p>(6) <u>統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p>(7) <u>エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p>(8) <u>NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p>(9) <u>土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p>(10) <u>都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p>(11) <u>緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。</u></p> <p>15 (通信運用体制)</p> <p>(1) <u>山口県内の無線通信運用体制は、別表第7のとおりとする。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p><u>(2) 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第8のとおりとする。</u></p> <p><u>第5項 消防応援活動の調整等</u></p> <p><u>16 (任務付与)</u></p> <p><u>(1) 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。</u></p> <p><u>ア 被害状況</u></p> <p><u>イ 活動方針</u></p> <p><u>ウ 活動地域及び任務</u></p> <p><u>エ 安全管理に関する体制</u></p> <p><u>オ 使用無線系統</u></p> <p><u>カ 地理及び水利の状況</u></p> <p><u>キ 燃料補給場所</u></p> <p><u>ク その他活動上必要な事項</u></p> <p><u>17 (関係機関との活動調整)</u></p> <p><u>知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。</u></p> <p><u>18 (資機材の貸出し及び地図の配付)</u></p> <p><u>(1) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。</u></p> <p><u>(2) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。</u></p> <p><u>19 (ヘリコプター離着陸場所)</u></p> <p><u>ヘリコプター離着陸場所は、別表第9のとおりとする。</u></p> <p><u>20 (燃料補給場所)</u></p> <p><u>(1) 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。</u></p> <p><u>(2) 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。</u></p> <p><u>(3) 航空小隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。</u></p> <p><u>(4) 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示する。</u></p> <p><u>21 (燃料調達要請)</u></p> <p><u>(1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。</u></p> <p><u>(2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第12のとおりとする。</u></p> <p><u>22 (重機派遣要請)</u></p> <p><u>(1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。</u></p> <p><u>(2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第13のとおりとする。</u></p> <p><u>(3) 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。</u></p> <p><u>23 (物資等調達要請)</u></p> <p><u>(1) 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。</u></p> <p><u>(2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第14のとおりとする。</u></p> <p><u>24 (増隊要請)</u></p> <p><u>知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。</u></p> <p><u>25 (部隊移動)</u></p> <p><u>緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p><u>26 (長官の求め又は指示による部隊移動)</u></p> <p>(1) <u>知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>被災地の市町長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。</u></p> <p>(3) <u>知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。</u></p> <p>(4) <u>知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。</u></p> <p>(5) <u>知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により山口県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。</u></p> <p><u>27 (知事による部隊移動)</u></p> <p>(1) <u>知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、山口県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。</u></p> <p>(3) <u>知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。</u></p> <p>(5) <u>知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。</u></p> <p>(6) <u>調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。</u></p> <p><u>28 (部隊移動に係る連絡)</u></p> <p><u>調整本部は、部隊移動を行う場合は、山口県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。</u></p> <p><u>29 (活動中止の判断)</u></p> <p>(1) <u>指揮者は、当該消防本部管内で活動する緊急消防援助隊に一体的に活動中止の判断基準を定めることが適当と判断した場合は、別紙1-1を参考に活動中止の判断基準を作成することができるものとする。</u> <u>なお、指揮本部及び指揮支援本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>調整本部は、山口県内で活動する緊急消防援助隊に一体的に二次災害の危険が高まっている場合等においては、該各市町村の指揮者と別紙1-2により活動中止について調整するものとする。活動の再開についても同様とする。</u> <u>なお、調整本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。</u></p> <p><u>第6項 応援等の引揚げの決定</u></p> <p><u>30 (活動終了及び引揚げの決定)</u></p> <p>(1) <u>被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。</u></p> <p>(2) <u>前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援本部長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をFAXにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)</u></p> <p>(3) <u>知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</u></p> <p><u>第7項 その他</u></p> <p><u>31 (情報共有)</u></p> <p>(1) <u>調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画 (3-24-15) (当該計画全部改正)</p>	<p><u>防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。</u></p> <p><u>32 (災害時の体制整備)</u></p> <p><u>知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>33 (都道府県の受援計画の変更)</u></p> <p><u>(1) 知事は、受援計画の変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。</u></p> <p><u>(2) 知事は、受援計画の変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。</u></p> <p><u>(3) 知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、山口県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに山口県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して変更した旨を連絡するものとする。</u></p> <p><u>34 (消防本部の受援計画の策定)</u></p> <p><u>(1) 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。</u></p> <p><u>(2) 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。</u></p> <p><u>(3) 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。</u></p> <p><u>35 (航空隊の受援計画)</u></p> <p><u>航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に定めるものとする。</u></p> <p><u>36 (地理情報)</u></p> <p><u>各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。</u></p> <p><u>ア 広域地図</u></p> <p><u>イ 住宅地図</u></p> <p><u>ウ ヘリコプターの離着陸場所位置図</u></p> <p><u>エ 燃料補給場所位置図</u></p> <p><u>オ 消防水利位置図</u></p> <p><u>カ 物資等の調達可能場所位置図</u></p> <p><u>(7) 救急搬送医療機関位置図</u></p> <p><u>37 (都道府県の訓練)</u></p> <p><u>山口県は、原則年1回、山口県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>第4節 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画 (3-24-15)</p> <p><u>第1項 総則</u></p> <p><u>1 (目的)</u></p> <p><u>この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。)第39条の規定に基づき、山口県大隊、山口県統合機動部隊、下関市消防局NBC災害即応部隊、山口県土砂・風水害機動支援部隊(以下「山口県大隊等」という。)の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。</u></p> <p><u>2 (用語の定義)</u></p> <p><u>(1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。</u></p> <p><u>(2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。</u></p>	<p>計画改訂</p>

現 行	修 正 案	備 考														
	<p><u>(3) 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>第2項 山口県大隊等の編成</u></p> <p><u>3 (連絡体制等)</u></p> <p><u>応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>イ 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p><u>ウ 県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線FAX（衛星系及び地上系）によるものとし、消防本部から県への連絡は、有線電話又は有線FAXによるものとする。なお、有線断絶時等の場合は、例外的に、防災行政無線、主運用波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。</u></p> <p><u>4 (山口県大隊等の編成)</u></p> <p><u>(1) 山口県の登録隊は、別表第4のとおりとする。</u></p> <p><u>(2) 地震災害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。</u></p> <p><u>(3) 土砂・風水害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。</u></p> <p><u>(4) 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における山口県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 山口県大隊を編成する期間は、発隊式から解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 大隊は、都道府県単位とし、「山口県大隊」と呼称するものとする。</u></p> <p><u>(7) 山口県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関と代表消防機関代行の両消防機関から指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行の職員は山口県大隊副大隊長として大隊長を補佐するものとする。</u></p> <p><u>(8) 統合機動部隊は、「山口県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。</u></p> <p><u>(9) 中隊は、消防本部毎又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「例 下関中隊、山口県消火中隊」と呼称するものとする。なお、消防本部毎の中隊長は、各消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の中隊長は、次の消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1478 1350 2101 1648"> <thead> <tr> <th>中隊名</th> <th>中隊長を充てる消防本部名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火中隊</td> <td>柳井地区広域消防本部</td> </tr> <tr> <td>救助中隊</td> <td>周南市消防本部</td> </tr> <tr> <td>救急中隊</td> <td>宇部・山陽小野田消防局</td> </tr> <tr> <td>後方支援中隊</td> <td>下関市消防局</td> </tr> <tr> <td>特殊災害中隊</td> <td>岩国地区消防組合消防本部</td> </tr> <tr> <td>特殊装備中隊</td> <td>山口市消防本部</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(10) 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「例 萩消火隊」と呼称するものとする。なお、小隊長は、当該小隊の上席者をもって充てるものとする。</u></p> <p><u>(11) 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。</u></p> <p><u>(12) NBC災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「下関市消防局NBC災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、下関市消防局NBC災害即応部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。</u></p> <p><u>(13) 土砂・風水害機動支援部隊は、別表第9のとおり編成し、「山口県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。</u></p> <p><u>5 (指揮体制等)</u></p>	中隊名	中隊長を充てる消防本部名	消火中隊	柳井地区広域消防本部	救助中隊	周南市消防本部	救急中隊	宇部・山陽小野田消防局	後方支援中隊	下関市消防局	特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部	特殊装備中隊	山口市消防本部	
中隊名	中隊長を充てる消防本部名															
消火中隊	柳井地区広域消防本部															
救助中隊	周南市消防本部															
救急中隊	宇部・山陽小野田消防局															
後方支援中隊	下関市消防局															
特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部															
特殊装備中隊	山口市消防本部															

現 行	修 正 案	備 考
	<p>(1) <u>山口県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。</u></p> <p>(2) <u>受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式1のとおりとする。</u></p> <p>(3) <u>山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>山口県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、山口県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。</u></p> <p>(5) <u>下関市消防局NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p>(6) <u>山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p>(7) <u>中隊長は、山口県大隊長又は部隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。</u></p> <p>(8) <u>小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。</u></p> <p><u>第3項 山口県大隊等の出動</u></p> <p><u>6（地震時等の出動等に係る取決め）</u></p> <p><u>要請要綱別表A-1、A-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第10のとおりとする。</u></p> <p><u>7（山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備）</u></p> <p>(1) <u>別表第10に定める地震等が発生し、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。</u></p> <p><u>ア 県は、各消防本部から事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第5）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。</u></p> <p><u>イ 各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、地震等の発生後速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAXで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から山口県大隊又は山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。</u></p> <p><u>ア 県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第9）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。</u></p> <p><u>イ 県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（別表第6又は別表第9）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAXで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>前2項の場合のほか、消防庁から山口県大隊（NBC災害における救急小隊を中心とした県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。</u></p> <p><u>ア 県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p><u>イ 県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAXで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 県は、消防庁から山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。</u></p> <p><u>8 (集結場所)</u></p> <p><u>集結場所は、別表第11のとおりとする。</u></p> <p><u>9 (山口県大隊及び統合機動部隊の出動)</u></p> <p><u>(1) 県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により山口県大隊(又は統合機動部隊)の出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書(様式4)により各市町(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。</u></p> <p><u>(3) 出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、各消防本部は次のとおり対応するものとする。</u></p> <p><u>ア 山口県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、各消防本部をおおむね1時間以内に出動するものとする。</u></p> <p><u>イ 第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね2時間30分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第一次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。</u></p> <p><u>ウ 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね3時間30分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第二次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。</u></p> <p><u>エ 各消防本部は、出動小隊に原則として72時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。</u></p> <p><u>(4) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、山口県統合機動部隊及び山口県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。</u></p> <p><u>10 (その他の部隊の出動)</u></p> <p><u>(1) 下関市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により下関市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊長と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書(様式4)により当該部隊を構成する小隊の属する各市町(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、当該部隊長は、当該部隊を構成する小隊が集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。</u></p> <p><u>11 (国家的な非常災害における出動)</u></p> <p><u>(1) 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、県は、消防庁に対して要請要綱別記様式2</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p><u>－ 2により出動可能隊数の報告を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 長官から出動の指示があった場合には、第 9 第 1 項及び第 3 項に定める出動を行うほか、別表第 5 に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。</u></p> <p><u>(4) 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね 2 4 時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。</u></p> <p><u>(5) 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。</u></p> <p><u>12 (山口県大隊等の出動隊数の報告)</u></p> <p><u>(1) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、県及び代表消防機関に対して派遣小隊連絡書 (様式 5) により出動隊数を報告するものとする。なお、出動小隊にも派遣小隊連絡書 (様式 5) の写しを携行させ、集結場所到着時、山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 代表消防機関は、前項の派遣小隊連絡書 (様式 5) を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣 (様式 6) により県及び各消防本部に対して報告するものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式 2－2 により出動隊数を報告するものとする。</u></p> <p><u>13 (緊急消防援助隊の車両表示)</u></p> <p><u>緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。</u></p> <p><u>14 (集結場所への集結完了)</u></p> <p><u>(1) 山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。</u></p> <p><u>(2) 中隊長は、山口県大隊等概要 (様式 7) により山口県大隊等の概要を確認するものとする。</u></p> <p><u>15 (進出拠点への進出)</u></p> <p><u>(1) 山口県大隊長、統合機動部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長 (以下「山口県大隊長等」という。) は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。</u></p> <p><u>(2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。</u></p> <p><u>(3) 山口県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。</u></p> <p><u>ア 被災地の被害概要</u></p> <p><u>イ 山口県大隊等の活動地域及び任務</u></p> <p><u>ウ 山口県大隊等の進出拠点及び出動ルート</u></p> <p><u>エ 山口県大隊等の隊列</u></p> <p><u>オ その他必要な事項</u></p> <p><u>(4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動隊の編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。</u></p> <p><u>16 (高速自動車国道等の通行)</u></p> <p><u>高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。</u></p> <p><u>ア 被災地への出動途上等で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。</u></p> <p><u>イ 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署 (所) 途上である旨を申し出て、別紙第 2 「公務従事車両証明書」を提出するものとする。</u></p> <p><u>ウ 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。</u></p> <p><u>エ 名刺を提出した場合、後日、県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p><u>17（情報共有）</u> 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。</p> <p><u>18（進出拠点到着）</u> (1) 山口県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。 (2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、山口県大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。</p> <p><u>19（現地到着）</u> (1) 山口県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。 ア 災害状況 イ 活動方針 ウ 活動地域及び任務 エ 山口県大隊本部の設置場所 オ 安全管理に関する体制 カ 使用無線系統 キ 地理及び水利の状況 ク その他活動上必要な事項 (2) 山口県大隊長等は、速やかに山口県大隊等現場到着時の報告書（様式8）により後方支援本部に対して報告するものとする。 (3) 山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。 (4) 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。</p> <p><u>第4項 現場活動</u> <u>20（山口県大隊本部の設置）</u> (1) 山口県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長を本部長とする山口県大隊本部を設置するものとする。 (2) 山口県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。 (3) 山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。 (4) 山口県大隊長は、被害状況及び山口県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。</p> <p><u>21（活動時における無線通信運用及び情報収集）</u> (1) 活動時の無線通信運用体制は、別表第12のとおりとする。 (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。</p> <p><u>22（各隊の保有資機材等）</u> (1) 後方支援中隊の保有資機材は、別表第7のとおりとする。 (2) 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第13のとおりとする。</p> <p><u>23（県大隊長への報告等）</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p>(1) <u>県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合せ事項（様式9）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書（様式10）により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告するものとする。</u></p> <p><u>24（日報）</u> <u>山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。</u></p> <p><u>第5項 後方支援活動</u></p> <p><u>25（後方支援本部の設置）</u></p> <p>(1) <u>山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。</u></p> <p>(2) <u>後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。</u></p> <p>(3) <u>副本部長及び本部員は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。</u></p> <p>(4) <u>代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとする。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと判断した場合は、その限りではない。</u></p> <p>(5) <u>後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。</u></p> <p>(6) <u>後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。</u></p> <p><u>ア 消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整</u></p> <p><u>イ 山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整</u></p> <p><u>ウ 山口県大隊等の隊数及び人員数の集計</u></p> <p><u>エ 山口県大隊等の活動記録の集約</u></p> <p><u>オ 各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供</u></p> <p><u>カ 山口県大隊等に対する災害に関する情報提供</u></p> <p><u>キ 必要な資機材等の手配及び提供</u></p> <p><u>ク 食糧（3日目以降）の手配に関する調整</u></p> <p><u>ケ 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整</u></p> <p><u>コ その他必要な事項</u></p> <p>(7) <u>各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。</u></p> <p>(8) <u>前項までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。</u></p> <p><u>26（後方支援中隊の任務等）</u></p> <p>(1) <u>後方支援中隊は、山口県大隊長又は部隊長の指揮の下、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。</u></p> <p><u>ア 後方支援本部との連絡</u></p> <p><u>イ 宿営場所の設置及び維持</u></p> <p><u>ウ 物資の調達及び搬送</u></p> <p><u>エ 車両及び資機材の保守管理</u></p> <p><u>オ 交替要員の搬送</u></p> <p><u>カ 活動の記録</u></p> <p><u>キ その他必要な事項</u></p> <p>(2) <u>後方支援中隊の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。</u></p> <p><u>27（相互協力）</u> <u>県及び各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。</u></p> <p><u>第6項 活動終了</u></p> <p><u>28（山口県大隊等の引揚げ）</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p><u>(1) 山口県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。</u></p> <p><u>(2) 山口県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げのものをとする。</u></p> <p><u>ア 山口県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）</u></p> <p><u>イ 活動中の異常の有無</u></p> <p><u>ウ 隊員の負傷の有無</u></p> <p><u>エ 車両、資機材等の損傷の有無</u></p> <p><u>オ その他必要な事項</u></p> <p><u>29（帰署（所）報告）</u></p> <p><u>(1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県に対して速やかに報告するものとする。</u></p> <p><u>(2) 県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。</u></p> <p><u>第7項 活動報告等</u></p> <p><u>30（活動結果報告）</u></p> <p><u>(1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 県は、代表消防機関と連携して、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。</u></p> <p><u>第8項 その他</u></p> <p><u>31（航空部隊の応援等）</u></p> <p><u>航空部隊（航空指揮支援隊を含む。）に係る応援等については、県が別に定めるものとする。</u></p> <p><u>32（事前準備）</u></p> <p><u>(1) 各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。</u></p> <p><u>(2) 県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。</u></p>	

現 行		修 正 案		備 考																																																																	
第4編 復旧・復興計画 第1章 復旧・復興活動計画 第1節 県の活動体制 第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-6）		第4編 復旧・復興計画 第1章 復旧・復興活動計画 第1節 県の活動体制 第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-6）		組織改編																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">観光スポーツ文化対策部</td> <td>観光スポーツ文化総務</td> <td>観光政策課</td> <td>1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 観光客に対する安全確保等の情報提供に関する事 3 その他応急観光対策に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通運輸対策</td> <td>交通政策課</td> <td>4 鉄道の輸送確保等についての要請に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国人対策</td> <td>国際課</td> <td>5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関する事。 6 外国人の安否情報に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木建築対策部</td> <td>都市施設対策</td> <td>都市計画課</td> <td>13 市街地内の緊急路の確保に関する事。 14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関する事。 15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関する事。 16 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関する事 17 被災地の復旧対策計画の策定に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文教対策部</td> <td>学校総務</td> <td>教育政策課</td> <td>1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関する事。 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関する事。 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関する事。 5 その他文教対策に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財保護</td> <td>社会教育文化財課</td> <td>10 被災文化財の保護、修復に関する事。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課		部の所掌事務	地方機関	観光スポーツ文化対策部	観光スポーツ文化総務	観光政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 観光客に対する安全確保等の情報提供に関する事 3 その他応急観光対策に関する事。		交通運輸対策	交通政策課	4 鉄道の輸送確保等についての要請に関する事。		外国人対策	国際課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関する事。 6 外国人の安否情報に関する事。		土木建築対策部	都市施設対策	都市計画課	13 市街地内の緊急路の確保に関する事。 14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関する事。 15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関する事。 16 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関する事 17 被災地の復旧対策計画の策定に関する事。		文教対策部	学校総務	教育政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関する事。 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関する事。 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関する事。 5 その他文教対策に関する事。		文化財保護	社会教育文化財課	10 被災文化財の保護、修復に関する事。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">観光スポーツ文化対策部</td> <td>観光スポーツ文化総務</td> <td>観光政策課</td> <td>1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 観光客に対する安全確保等の情報提供に関する事。 3 その他応急観光対策に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通運輸対策</td> <td>交通政策課</td> <td>4 鉄道の輸送確保等についての要請に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国人対策</td> <td>国際課</td> <td>5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関する事。 6 外国人の安否情報に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財保護</td> <td>文化振興課</td> <td>7 被災文化財の保護、修復に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木建築対策部</td> <td>都市施設対策</td> <td>都市計画課</td> <td>13 市街地内の緊急路の確保に関する事。 14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関する事。 15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関する事。 16 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関する事 17 被災地の市街地復興計画の策定に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">文教対策部</td> <td>学校総務</td> <td>教育政策課</td> <td>1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関する事。 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関する事。 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関する事。 5 その他文教対策に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	観光スポーツ文化対策部	観光スポーツ文化総務	観光政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 観光客に対する安全確保等の情報提供に関する事。 3 その他応急観光対策に関する事。		交通運輸対策	交通政策課	4 鉄道の輸送確保等についての要請に関する事。		外国人対策	国際課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関する事。 6 外国人の安否情報に関する事。		文化財保護	文化振興課	7 被災文化財の保護、修復に関する事。		土木建築対策部	都市施設対策	都市計画課	13 市街地内の緊急路の確保に関する事。 14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関する事。 15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関する事。 16 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関する事 17 被災地の市街地復興計画の策定に関する事。		文教対策部	学校総務	教育政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関する事。 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関する事。 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関する事。 5 その他文教対策に関する事。		(削除)	(削除)	(削除)
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																																																																	
観光スポーツ文化対策部	観光スポーツ文化総務	観光政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事 2 観光客に対する安全確保等の情報提供に関する事 3 その他応急観光対策に関する事。																																																																		
	交通運輸対策	交通政策課	4 鉄道の輸送確保等についての要請に関する事。																																																																		
	外国人対策	国際課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関する事。 6 外国人の安否情報に関する事。																																																																		
土木建築対策部	都市施設対策	都市計画課	13 市街地内の緊急路の確保に関する事。 14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関する事。 15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関する事。 16 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関する事 17 被災地の復旧対策計画の策定に関する事。																																																																		
文教対策部	学校総務	教育政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関する事。 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関する事。 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関する事。 5 その他文教対策に関する事。																																																																		
	文化財保護	社会教育文化財課	10 被災文化財の保護、修復に関する事。																																																																		
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																																																																	
観光スポーツ文化対策部	観光スポーツ文化総務	観光政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 観光客に対する安全確保等の情報提供に関する事。 3 その他応急観光対策に関する事。																																																																		
	交通運輸対策	交通政策課	4 鉄道の輸送確保等についての要請に関する事。																																																																		
	外国人対策	国際課	5 外国人に対する安全確保等の情報提供に関する事。 6 外国人の安否情報に関する事。																																																																		
	文化財保護	文化振興課	7 被災文化財の保護、修復に関する事。																																																																		
土木建築対策部	都市施設対策	都市計画課	13 市街地内の緊急路の確保に関する事。 14 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関する事。 15 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関する事。 16 流域下水道の被害調査及び復旧・復興対策に関する事 17 被災地の市街地復興計画の策定に関する事。																																																																		
文教対策部	学校総務	教育政策課	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関する事。 2 文教関係の被害状況の取りまとめに関する事。 3 公立学校施設の被害調査及び復旧・復興対策に関する事。 4 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関する事。 5 その他文教対策に関する事。																																																																		
	(削除)	(削除)	(削除)																																																																		
第2章 被災者の生活再建計画 第1節 被災者の生活確保 第6項 生活資金の確保 3 県市町中小企業勤労者小口資金（4-2-6） 県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。 (1) 貸付限度額 災害資金100万円以内 (2) 償還期間 10年以内 (3) 利率 年1.61%（保証料別途） (4) 申込先 中国労働金庫		第2章 被災者の生活再建計画 第1節 被災者の生活確保 第6項 生活資金の確保 3 県市町中小企業勤労者小口資金（4-2-6） 県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市町・労働金庫が協調して貸付けを行う。 (1) 貸付限度額 災害資金100万円以内 (2) 償還期間 10年以内 (3) 利率 年1.59%（保証料別途） (4) 申込先 中国労働金庫		利率変更																																																																	
第3章 公共施設の災害復旧・復興計画 第2節 災害復旧事業の推進 第5項 災害復旧事業に係る資金の確保 1 国庫負担又は補助（4-3-3） (18) <u>下水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成26年4月1日厚生労働事務次官通知）</u> 第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進 2 激甚災害に対する特別な財政措置 (3) 中小企業に関する特別な助成（4-3-4） ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 <u>イ 小規模企業者等設備導入資金助成法等による貸付金等の償還期間等の特例</u> <u>ロ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</u>		第3章 公共施設の災害復旧・復興計画 第2節 災害復旧事業の推進 第5項 災害復旧事業に係る資金の確保 1 国庫負担又は補助（4-3-3） (18) <u>下水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱</u> 第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進 2 激甚災害に対する特別な財政措置 (3) 中小企業に関する特別な助成（4-3-4） ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (削除) <u>イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</u>		要綱改正																																																																	
				「小規模企業者等設備導入資金助成法」の廃止に伴う「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」の改正																																																																	